

1 平成24年6月20日改正 (第1弾改正)

- 一 地方防災会議及び災害対策本部の見直し
 - 1 都道府県防災会議の所掌事務 (第14条第2項) (×)
 - 2 都道府県防災会議の委員構成 (第15条第5項) (×)
 - 3 市町村防災会議の所掌事務及び委員構成 (第16条) (○)
 - 4 都道府県災害対策本部 (第23条) (×)
 - 5 市町村災害対策本部 (第23条の2) (○)
- 二 災害発生時における積極的な情報の収集・伝達・共有の強化
 - 1 地理空間情報の活用 (第23条第2項) (×)
 - 2 災害に関する情報の共有 (第23条第3項) (×)
 - 3 市町村が災害状況等を報告できなくなったときの都道府県による情報収集 (第53条第6項) (×)
- 三 地方公共団体間の応援
 - 1 他の市町村等に対する応援の要求及び他の都道府県知事等に対する応援の要求における応援対象業務の拡大 (第67条及び第74条) (○)
 - 2 都道府県知事等に対する応援の要求 (第68条) (○)
 - 3 都道府県知事による応援等の要求等 (第72条第2項) (×)
 - 4 内閣総理大臣による応援の要求等 (第74条第2項) (×)
- 四 広域一時滞在 (第86条の2から第86条の6まで) (○)
- 五 物資等の供給及び運送
 - 1 物資又は資材の供給の要請等 (第86条の7) (×)
 - 2 災害応急対策必要物資の運送 (第86条の9) (×)
- 六 新設される事務に関する費用負担 (○)
- 七 その他
 - 1 災害の定義の見直し (第2条第1項) (○)
 - 2 施策における防災上の配慮等 (第8条第2項) (×)
 - 3 円滑な相互応援の実施のための措置 (第40条第3項、第42条第3項) (○)
 - 4 防災教育の実施 (第47条の2) (×)

3 平成26年11月21日改正

- 一 災害応急対策
 - 1 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策 (第76条の6及び第82条第2項) (○)
 - 2 関係機関、道路管理者間の連携・調整 (第76条の4、第76条の7、第76条の8) (×)

2 平成25年6月17日改正 (第2弾改正)

- 一 総則
 - 1 災害の定義 (第2条第1号) (○)
 - 2 基本理念の明確化 (第2条の2) (○)
 - 3 市町村の責務 (第5条) (×)
 - 4 ボランティアとの連携 (第5条の3) (○)
 - 5 事業者の責務 (第7条第2項) (○)
 - 6 住民の責務 (第7条第3項) (○)
- 二 防災に関する組織
 - 1 市町村災害対策本部員の構成 (第23条の2) (×)
- 三 防災計画
 - 1 地区防災計画 (第42条第3項及び第42条の2) (○)
- 四 災害予防
 - 1 物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置 (第49条の3) (×)
 - 2 指定緊急避難場所の指定等 (第49条の4から第49条の6まで及び第49条の8) (○)
 - 3 指定避難所の指定等 (第49条の7及び第49条の8) (○)
 - 4 住民に対する周知のための措置 (第49条の9) (×)
 - 5 避難行動要支援者名簿 (第49条の10から第49条の13まで) (○)
- 五 災害応急対策
 - 1 内閣総理大臣から国民に対する避難関係情報の周知 (第51条の2) (×)
 - 2 都道府県が災害の状況等を報告できなくなったときの指定行政機関による情報収集 (第53条第7項) (×)
 - 3 警報の伝達及び警告を行うに当たっての配慮 (第56条) (○)
 - 4 通信設備の優先利用等 (第57条及び第61条第3項) (○)
 - 5 屋内での待避等の安全確保措置の指示 (第60条第3項) (×)
 - 6 避難指示等に当たっての助言 (第61条の2及び第63条第4項) (○)
 - 7 指定行政機関の長等に対する応援の要求 (第74条の3) (×)
 - 8 指定行政機関の長等による応急措置の代行 (第78条の2) (×)
 - 9 法律に基づく規制等の特例 (第86条の2から第86条の5まで) (○)
 - 10 避難所における生活環境の整備等 (第86条の6及び第86条の7) (○)
 - 11 内閣総理大臣による広域一時滞在の協議等の代行 (第86条の13) (×)
 - 12 被災者の運送の要請等 (第86条の14) (×)
 - 13 安否情報の提供等 (第86条の15) (○)
- 六 被災者の援護を図るための措置
 - 1 罹災証明書の交付 (第90条の2) (○)
 - 2 被災者台帳の作成 (第90条の3及び第90条の4) (○)
- 七 財政金融措置
 - 1 指定行政機関の長等による応援に要した費用 (第92条) (×)
- 八 災害緊急事態
 - 1 対処基本方針の作成による政府の一体性の確保 (第105条及び第108条) (×)
 - 2 緊急災害対策本部の所管区域に係る要件の見直し (第107条) (×)
 - 3 災害緊急事態の布告があったときの災害情報の公表 (第108条の2) (×)
 - 4 災害緊急事態における内閣総理大臣から国民への協力の求め (第108条の3) (×)
 - 5 災害緊急事態布告時における法律の特例の自動適用 (第108条の4及び第108条の5) (×)

凡 例

○：流山市に影響あり
（記載済みかは不明）

△：影響するか要検討

×：影響なし

趣 旨

災害対策基本法第16条の改正に伴い、防災会議の設置目的に「防災に関する重要事項を審議する」こと等を追加する。

修 正 前		修 正 後
災害対策基本法 （第16条） （平成24年6月20 日改正）	（市町村防災会議） 第十六条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、市町村防災会議を置く。	（市町村防災会議） 第十六条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。
防災基本計画 （p.） （修正）		記載なし
千葉県 地域防災計画 （p.） （H27.3修正）		記載なし
流山市 地域防災計画 （p.地-1-7） 防災危機管理課	第1 流山市防災会議の職務 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。 ア 流山市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。 イ 流山市水防計画を調査審議すること。 <u>ウ 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。</u> <u>エ 前項</u> に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。	第1 流山市防災会議の職務 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。 ア 流山市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。 イ 流山市水防計画を調査審議すること。 <u>ウ 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。</u> <u>エ 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。</u> <u>オ 前各号</u> に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

趣 旨

改正前は都道府県災害対策本部と同一であったが、市町村については関係指定地方行政機関等との連携を密にすることが重要であるため、別個に規定したものである。

修 正 前		修 正 後	
災害対策基本法 （第23条の2） （平成24年6月20 日改正）	（災害対策本部） 第二十三条 都道府県又は市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、<u>都道府県知事又は市町村長は、都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置することができる。</u> 2 災害対策本部の長は、災害対策本部長とし、<u>都道府県知事又は市町村長をもつて充てる。</u> 3 災害対策本部に、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員を置き、<u>当該都道府県知事又は市町村の職員のうちから、当該都道府県知事又は市町村の市町村長が任命する。</u> 4 災害対策本部は、<u>地方防災会議と緊密な連絡のもとに、当該都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、当該都道府県又は市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を実施するものとする。</u> 5 <u>都道府県知事又は市町村長は、都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部に、災害地にあつて当該災害対策本部の事務の一部を行う組織として、現地災害対策本部を置くことができる。</u> 6 <u>都道府県の災害対策本部長は、当該都道府県の警察又は当該都道府県の教育委員会に対し、市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、それぞれ当該都道府県又は市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。</u> （新設） <u>7 前各項に規定するもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、都道府県又は市町村の条例で定める。</u>	（市町村災害対策本部） 第二十三条の二 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、<u>市町村災害対策本部を設置することができる。</u> 2 <u>市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもつて充てる。</u> 3 <u>市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。</u> 4 市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、<u>次に掲げる事務を行う。</u><u>この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。</u> 一 <u>当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。</u> 二 <u>当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿つて災害予防及び災害応急対策を実施すること。</u> 5 市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、<u>市町村災害対策本部に、災害地にあつて当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。</u> 6 市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。 7 前条第七項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。 8 前各項に規定するもののほか、<u>市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。</u>	
防災基本計画 （p.42） （H24.9修正）	（新設）	○市町村災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成等を行うとともに、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努めるものとする。	
千葉県 地域防災計画 （p.） （H27.3修正）		市町村災害対策本部について記載なし	

修 正 前		修 正 後	
流山市 地域防災計画 （p.地3-5,6） ・防災危機管理課 ・河川課 ・下水道建設課 ・ 下水道業務課 ・各課	第2 指定行政機関等の活動体制【災対本部事務局・河川班・各班】 本市域に地震災害が発生した場合、指定行政機関及び指定地方公共機関においては、それぞれの防災計画に基づき、本市や他機関との情報交換を行って自らの応急対策あるいは他機関と連携をとった応急対策の実施体制をとり、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等を行うものとする。防災関係機関は、市に災害対策本部が設置された場合、その通知を受けて市災害対策本部の関係する各部、各班との連携を確保するとともに、機関相互の連携に努めるものとする。	第2 指定行政機関等の活動体制【災対本部事務局・河川班・各班】 本市域に地震災害が発生した場合、指定 地方 行政機関及び指定地方公共機関においては、それぞれの防災計画に基づき、本市や他機関との情報交換を行って自らの応急対策あるいは他機関と連携をとった応急対策の実施体制をとり、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等を行うものとする。防災関係機関は、市に災害対策本部が設置された場合、その通知を受けて市災害対策本部の関係する各部、各班との連携を確保するとともに、機関相互の連携に努めるものとする。	第2 市災害対策本部と国、県及び防災関係機関との連携【災対本部事務局・全職員】 市は、市域で地震災害が発生した場合、民間団体、住民等も含め一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援・救護に努め、被害の拡大を最小限に止める必要がある。このため市は、防災対策の中核機関として市災害対策本部を速やかに設置し、防災業務の遂行にあたるものとする。 <u>なお、市災害対策本部は、災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき、本市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、流山市災害対策本部条例(昭和37年条例第19号)に基づき設置するものである。</u>
	第3 市災害対策本部と国、県及び防災関係機関との連携【災対本部事務局・全職員】 市は、市域で地震災害が発生した場合、民間団体、住民等も含め一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援・救護に努め、被害の拡大を最小限に止める必要がある。このため市は、防災対策の中核機関として市災害対策本部を速やかに設置し、防災業務の遂行にあたるものとする。 <u>なお、市災害対策本部は、災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき、本市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、流山市災害対策本部条例(昭和37年条例第19号)に基づき設置するものである。</u>		第2 市災害対策本部と国、県及び防災関係機関との連携【災対本部事務局・全職員】 市は、市域で地震災害が発生した場合、 <u>国、県及び防災関係機関と連携し、また、</u> 民間団体、住民等も含め一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援・救護に努め、被害の拡大を最小限に止める必要がある。このため市は、防災対策の中核機関として市災害対策本部 <u>(注釈に災害対策基本法第23条の2第1項、流山市災害対策本部条例(昭和37年条例第19号))</u> を速やかに設置し、防災業務の遂行にあたるものとする。

1－3－1 災害対策基本法の改正（他の市町村等に対する応援の要求及び他の都道府県知事等に対する
応援の要求における応援対象業務の拡大１）（○）

趣 旨

これまでは、応急対象業務は緊急性の高い応急措置に限定されていたが、東日本大震災における応援の状況を踏まえ、災害応急対策に拡大した。

修 正 前		修 正 後	
災害対策基本法 （第67条第1項、 第74条） （平成24年6月20 日改正）	（他の市町村長等に対する応援の要求） 第六十七条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、 応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、 応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた市町村長等は、正当な 理由がない限り、応援を拒んではならない。	（他の市町村長等に対する応援の要求） 第六十七条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、 <u>災害応 急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求 めることができる。この場合において、<u>応急措置を実施するための</u>応援を求められた市町村長等 は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。</u>	
	（新設）	（都道府県知事の指示等） 第七十二条 <u>2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の実施する災害応急対策（応急措置を 除く。以下この項において同じ。）が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認 めるときは、市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援すること を求めることができる。</u>	
防災基本計画 （p.42） （H24.9修正）	（新設） （新設） ○地方公共団体等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を求めるものとす る。また、大規模な地震の発生を覚知した時は、被災地以外の地方公共団体は、あらか じめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制 を整えるものとする。	<u>○被災市町村は、災害応急対策を行うために必要な場合、他の市町村に対し、応援を求めるも のとする。</u> <u>○上段の応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような 災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものと する。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動す るものとする。</u> ○被災都道府県等は、災害応急対策を行うために必要な場合、被害の規模に応じて、他の都道 府県等に対して応援を求め、また、必要に応じて区域内の市町村に対して被災市町村を応援す ることを求めるものとする。	
千葉県 地域防災計画 （p.地-3-75） （H27.3修正）	3 県の市町村への応援（防災危機管理部） 知事は、市町村等から災害応急措置の実施のための応援要請があった場合は、速やか に調査の上、関係職員の派遣や必要物資の提供等の応援を実施する。 特に、東日本大震災の教訓を踏まえ、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下 し、支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、積極的な職員の派遣に よる被害等の情報収集や、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、 生活必需品等を送り込む「プッシュ型」による物資の供給を行う。	4 県の市町村への応援（防災危機管理部） 知事は、市町村等から災害応急対策の実施のための応援要請があった場合は、速やかに調査 の上、関係職員の派遣や必要物資の提供等の応援を実施する。 特に、東日本大震災の教訓を踏まえ、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、支援 要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、積極的な職員の派遣による被害等の情 報収集や、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り 込む「プッシュ型」による物資の供給を行う。	
	（H24.8以前から記載済み）	5 市町村間の相互応援（防災危機管理部） （1）被災市町村長は、応急措置を実施するため必要と認めるときは、県内市町村間で締結した 「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、他の市町村長に 応援要請を行う。 （2）知事は、上記（1）の応援が迅速かつ的確に行われるよう、その総合調整を行うとともに、特 に必要があると認めるときは、他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示する。 この場合において知事は、応援を指示した市町村長に対し、次のことを示さなければならない。 ア 応援をすべき市町村名 イ 応援の範囲又は区域 ウ 担当業務 エ 応援の方法 （3）市町村長は、被災市町村からの応援要請又は知事からの応援要請がない場合においても、 被害の状況等に応じ、自主的に応援を行う。	

1－3－1 災害対策基本法の改正（他の市町村等に対する応援の要求及び他の都道府県知事等に対する
応援の要求における応援対象業務の拡大2）（○）

修 正 前

流山市
地域防災計画
(p.地3-128)
防災危機管理課

第1 市町村相互の応援 【災对本部事務局・予防消防班】
市は、大規模な災害が発生した場合、災害の規模、初動期の状況等に基づき、現有の人員及び備蓄資機材では災害応急対策及び復旧対策の実施が困難であると判断したときは、関係法令、相互応援に関する協定等に基づき、速やかに協定締結市町村に応援を要請するものとする。
1 他市町村への応援要請
市長は、市域にかかる災害について適切な災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、以下の応援協定に基づき、他市町村の長に対し応援要請を行うものとする。
なお、大規模災害時には、本市だけですべての対策を行うことは困難であるため、隣接市町のみならず、防災関係機関等及び広域的な市町村間での応援を要請するものとする。

表3-8-1 他市町村との応援協定締結状況
協定の名称 締結先市町村名
災害時における東葛飾地域市町村間の相互応援に関する協定(資料38)
市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市
災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定(資料35)
千葉県及び千葉県下54 市町村
流山市・相馬市災害時の応援に関する協定書(資料39)福島県相馬市
流山市・野田市消防相互応援協定(資料51) 野田市
柏市・流山市消防相互応援協定(資料52) 柏市
千葉県流山市・埼玉県三郷市消防相互応援協定(資料53) 埼玉県三郷市
松戸市・流山市消防相互応援協定(資料54) 松戸市
災害時の応援に関する協定書(資料64) 長野県信濃町
災害時の応援に関する協定書(資料65) 石川県能登町
流山市と北上市の災害時相互応援に関する協定書(資料68) 岩手県北上市
災害時の相互応援に関する協定書(資料89) 大阪府池田市

2 他市町村への応援・派遣
市は、他市町村において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、自力による応急対策が困難なために応援要請された場合には、支援体制を速やかに確立し、災害対策基本法に基づき他市町村に対し応援を実施するものとする。ただし、緊急を要し要請を待ついとまがないと認められる場合には、自主的に他市町村への応援を開始するものとする。
(1) 密接な情報交換
市は、災害が発生した他市町村への応援を効果的に実施するために、平常時から他市町村と応援についての情報交換を密接に行っておくものとする。
(2) 被害情報の収集・伝達体制の整備
市は、応援実施の判断等を迅速に行うため、他市町村との被害情報の収集・伝達体制を整備しておくものとする。応援要請が予測される災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、県や他市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行うものとする。
(3) 支援体制の発足及び運営
市は、他市町村において地震による大規模な災害が発生した場合には、関係部局で構成する支援体制を速やかに発足し、被災市町村への物資の供給や職員の派遣等の指示及び調整を行うものとする。なお、支援体制は、市災害対策本部に準じて組織し、運営するものとする。
(4) 被害情報の収集
市は、応援を迅速かつ的確に行うため、被害情報の収集を速やかに行うものとする。

修 正 後

第1 市町村相互の応援※注釈に災害対策基本法第67条 【災对本部事務局・予防消防班】
市は、災害の規模、初動期の状況等に基づき、現有の人員及び備蓄資機材では災害応急対策及び復旧対策の実施が困難であると判断したときは、関係法令、応援に関する協定等に基づき、速やかに協定締結市町村に応援を要請するものとする。

1 他市町村への応援要請
市長は、市域にかかる災害について適切な災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、以下の応援協定に基づき、他市町村の長に対し応援要請を行うものとする。
なお、災害の規模によっては、隣接市町のみならず、防災関係機関等及び広域的な市町村間での応援を要請するものとする。

表3-8-1 他市町村との応援協定締結状況
協定の名称 締結先市町村名
災害時における東葛飾地域市町村間の相互応援に関する協定(資料38)
市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市
災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定(資料35)
千葉県及び千葉県下54 市町村
災害時の応援に関する協定書等 福島県相馬市(資料39)、長野県信濃町(資料64)、石川県能登町(資料65)、岩手県北上市(資料68)、大阪府池田市(資料89)
消防相互応援協定 野田市(資料51)、柏市(資料52)、埼玉県三郷市(資料53)、松戸市(資料54)

2 他市町村への応援・派遣
市は、応援要請された場合には、支援体制を速やかに確立し、他市町村に対し応援を実施するものとする。ただし、緊急を要し要請を待ついとまがないと認められる場合には、自主的に他市町村への応援を開始するものとする。

(1) 平時の対応
市は、災害が発生した他市町村への応援を効果的に実施するために、平常時から他市町村と応援についての情報交換を密接に行い、被害情報の収集・伝達体制を整備しておくものとする。
(2) 応援要請が予測される場合の対応
応援要請が予測される災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、県や他市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行うものとする。

(3) 支援体制の発足及び運営
(略)

(4) 被害情報の収集
(略)

1－3－1 災害対策基本法の改正（他の市町村等に対する応援の要求及び他の都道府県知事等に対する
応援の要求における応援対象業務の拡大3）（○）

修 正 前		修 正 後
流山市 地域防災計画 (p.地3-128)	(5) 応援の実施 市は、収集した被害情報等に基づき応援の決定を行い、被災市町村への職員の派遣及び物資の供給等、適切な応援方法を選択して実施するものとする。 なお、職員を派遣する場合には、職員が派遣先において援助を受けることのないよう、食糧、衣料から情報伝達手段に至るまで、応援側で賄うことができる自己完結型の体制とするものとし、派遣の単位は1 週間～週間程度とする。 (6) 被災者受入施設の提供等 市は、必要に応じて、被災市町村の被災者を一時受入れるための公的住宅、医療機関並びに<u>災害時要援護者</u>を受入れるための社会福祉施設等の提供もしくはあっせんを行うものとする。	(5) 応援の実施 市は、収集した被害情報等に基づき応援の決定を行い、被災市町村への職員の派遣及び物資の供給等、適切な応援方法を選択して実施するものとする。 なお、職員を派遣する場合には、職員が派遣先において援助を受けることのないよう、食糧、衣料から情報伝達手段に至るまで、応援側で賄うことができる自己完結型の体制とするものとし、派遣の単位は1 週間～<u>数</u>週間程度とする。 (6) 被災者受入施設の提供等 市は、必要に応じて、被災市町村の被災者を一時受入れるための公的住宅、医療機関並びに<u>要配慮者</u>を受入れるための社会福祉施設等の提供もしくはあっせんを行うものとする。<u>(注釈:関連p.3-95広域一時滞在)</u> 【メモ】 他の項目でも災害応急措置を災害応急対策に変更する。

趣 旨

第68条についても応急対象業務を応急措置から災害応急対策に拡大した。
都道府県が管内市町村を応援する義務を課すことを規定した。

修 正 前		修 正 後
災害対策基本法 （第68条） （平成24年6月20 日改正）	（都道府県知事等に対する応援の要求等） 第六十八条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、 <u>災害措置を実施するため必要があると認めるときは</u> 、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は <u>災害措置の実施を要請</u> することができる。	（都道府県知事等に対する応援の要求等） 第六十八条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、 <u>災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは</u> 、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は <u>災害応急対策の実施を要請</u> することができる。 <u>この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。</u>
防災基本計画 （p.21） （H24.9修正）	（新設）	○市町村は、都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、 <u>連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</u>
千葉県 地域防災計画 （p.） （H27.3修正）		記載なし
流山市 地域防災計画 （p.地3-130） 防災危機管理課	第2 県及び国に対する応援要請【災対本部事務局】 市は、大規模な災害が発生した場合、災害応急対策及び復旧対策の実施のために必要があると認めたときは、県及び国に <u>応援を要請するものとする。</u> 1 県への応援要請又は職員派遣のあつせん 市長は、県知事に対し、 <u>応援要請又は指定地方行政機関職員派遣のあつせんを求める場合は、県に対し</u> 次の事項を記載した文書をもって要請するものとする。 ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。 (1) 応援要請時に記載する事項 ア 災害の状況 イ 応援(<u>応急措置の実施</u>)を要請する理由 ウ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 エ 応援(<u>応急措置の実施</u>)を必要とする場所 オ 応援を必要とする活動内容(<u>必要とする応急措置内容</u>) カ その他必要な事項 (2) 職員派遣あつせん時に記載する事項 ア 派遣のあつせんを求める理由 イ 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員 ウ 派遣を必要とする期間 エ その他職員派遣のあつせんについて必要な事項	第2 県及び国に対する応援要請【災対本部事務局】 市は、大規模な災害が発生した場合、災害応急対策及び復旧対策の実施のために必要があると認めたときは、県及び国に <u>応援を要請するものとする。</u> 1 県への応援要請又は職員派遣のあつせん※注釈に <u>災害対策基本法第68条</u> 市長は、県知事に対し、 <u>応援要請又は指定地方行政機関職員派遣のあつせんを求める場合は、次の事項を記載した文書をもって要請するものとする。</u> ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。 (1) 応援要請時に記載する事項 ア 災害の状況 イ 応援を要請する理由 ウ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 エ 応援を必要とする場所 オ 応援を必要とする活動内容 カ その他必要な事項 (2) 職員派遣あつせん時に記載する事項 ア 派遣のあつせんを求める理由 イ 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員 ウ 派遣を必要とする期間 エ その他職員派遣のあつせんについて必要な事項 【メモ】 ・法改正に合わせ、応急措置を災害応急対策に、要求を要請に改める等の用語の適正化

趣 旨

東日本大震災において、市町村や都道府県を越えた大規模な避難があったことを踏まえ、広域避難に係る協議の手続きを規定したもの。
同一県内の場合（広域一時滞在）には、市町村長間で、県を越える場合（都道府県広域一時滞在）には、知事間で協議を行う。

修 正 前

災害対策基本法（新設）
（第86条の2から
第86条の7まで）
（平成24年6月20
日改正）

修 正 後

（広域一時滞在の協議等）
第八十六条の八 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について同一都道府県内の他の市町村の区域における一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、当該被災住民の受入れについて、当該他の市町村の市町村長に協議することができる。
2 市町村長は、前項の規定により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもつて足りる。
3 第一項の場合において、協議を受けた市町村長（以下この条において「協議先市町村長」という。）は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村長は、広域一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し避難所を提供しなければならない。
4 第一項の場合において、協議先市町村長は、当該市町村の区域において被災住民を受け入れるべき避難所を決定し、直ちに、その内容を当該避難所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
5 協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を第一項の規定により協議した市町村長（以下この条において「協議元市町村長」という。）に通知しなければならない。
6 協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
7 第一項の場合において、協議元市町村長は、広域一時滞定の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び前項の内閣府令で定める者に通知し、並びに公示するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
8 協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第四項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

（都道府県外広域一時滞在の協議等）
第八十六条の九 前条第一項に規定する場合において、市町村長は、都道府県知事と協議を行い、被災住民について他の都道府県の区域における一時的な滞在（以下「都道府県外広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該他の都道府県の知事と当該被災住民の受入れについて協議することを求めることができる。
2 前項の規定による要求があつたときは、都道府県知事は、被災住民の受入れについて、当該他の都道府県の知事に協議しなければならない。
3 都道府県知事は、前項の規定により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもつて足りる。
4 第二項の場合において、協議を受けた都道府県知事（以下この条において「協議先都道府県知事」という。）は、被災住民の受入れについて、関係市町村長と協議しなければならない。
5 前項の場合において、協議を受けた市町村長（以下この条において「都道府県外協議先市町村長」という。）は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとする。この場合において、都道府県外協議先市町村長は、都道府県外広域一時滞定の用に供するため、受け入れた被災住民に対し避難所を提供しなければならない。
6 第四項の場合において、都道府県外協議先市町村長は、当該市町村の区域において被災住民を受け入れるべき避難所を決定し、直ちに、その内容を当該避難所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

災害対策基本法（新設）
（第86条の2から
第86条の7まで）
（平成24年6月20
日改正）

7 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を協議先都道府県知事に報告しなければならない。

8 協議先都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を第二項の規定により協議した都道府県知事（以下この条において「協議元都道府県知事」という。）に通知しなければならない。

9 協議元都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を第一項の規定により協議することを求めた市町村長（以下この条において「都道府県外協議元市町村長」という。）に通知するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。

10 都道府県外協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示するとともに、内閣府令で定める者に通知しなければならない。

11 第一項の場合において、都道府県外協議元市町村長は、都道府県外広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議元都道府県知事に報告し、及び公示するとともに、前項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

12 協議元都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その旨を協議先都道府県知事に通知するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。

13 協議先都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を都道府県外協議先市町村長に通知しなければならない。

14 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第六項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

（都道府県知事による広域一時滞在の協議等の代行）

第八十六条の十 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつた場合であつて、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該市町村の市町村長が第八十六条の八第一項及び第五項から第七項までの規定により実施すべき措置（同条第六項及び第七項の規定による報告を除く。）の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。

3 第一項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

（都道府県外広域一時滞在の協議等の特例）

第八十六条の十一 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつた場合であつて、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について都道府県外広域一時滞在の必要があると認めるときは、第八十六条の九第一項の規定による要求がない場合であつても、同条第二項の規定による協議をすることができる。この場合において、同条第九項中「第一項の規定により協議することを求めた市町村長（以下この条において「都道府県外協議元市町村長」という。）」とあるのは「公示し、及び内閣府令で定める者」と、同条第十一項中「第一項」とあるのは「第八十六条の十一前段」と、「都道府県外協議元市町村長」とあるのは「協議元都道府県知事」と、「協議元都道府県知事に報告し、及び」とあるのは「協議先都道府県知事及び同条後段の規定により読み替えて適用する第九項の内閣府令で定める者に通知し、並びに」と、「前項の内閣府令で定める者に通知しなければ」とあるのは「内閣総理大臣に報告しなければ」と、同条第十三項中「前項」とあるのは「第八十六条の十一後段の規定により読み替えて適用する第十一項」とし、同条第十項及び第十二項の規定は、適用しない。

1－4－1 災害対策基本法の改正（広域一時滞在３）（○）

修 正 前		修 正 後	
災害対策基本法 （第86条の2から 第86条の7まで） （平成24年6月20 日改正）	（新設）	（都道府県知事及び内閣総理大臣による助言） 第八十六条の十二 都道府県知事は、市町村長から求められたときは、第八十六条の八第一項の規定による協議の相手方その他広域一時滞在に関する事項について助言をしなければならない。 2 内閣総理大臣は、都道府県知事から求められたときは、第八十六条の九第二項の規定による協議の相手方その他都道府県外広域一時滞在に関する事項又は広域一時滞在に関する事項について助言をしなければならない。	
防災基本計画 （p.65） （H24.9修正）	○被災 <u>地方公共団体</u> は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、被災 <u>地方公共団体</u> の区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて非常本部等を通じて、若しくは避難収容関係省庁〔警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁〕又は都道府県に <u>広域避難収容に関する支援を要請するものとする。</u>	5 広域一時滞在 ○被災市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。	
（H24.9修正）	（新設）	○都道府県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市町村の要求を待たないで、 <u>広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。</u>	
（H24.9修正）	（新設）	○国〔内閣府及び消防庁。非常本部等が設置された場合は同本部〕は、都道府県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、 <u>広域一時滞在について助言を行うものとする。また、都道府県は、市町村から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。</u>	
（H26.1修正）	（新設）	○国〔内閣府及び消防庁。非常本部等が設置された場合は同本部〕は、市町村及び当該市町村を包括する都道府県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、 <u>広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、市町村の要求を待たないで、当該市町村に代わって行うこととなる当該市町村を包括する都道府県に代わって、国が、広域一時滞在のための協議を行うものとする。</u>	
（H24.9修正）	（新設）	○市町村は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。	
千葉県 地域防災計画 （p.地-3-77） （H27.3修正）	13 <u>広域避難者の受入れ</u> （総務部、防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部） （1） <u>広域避難の調整手続等</u> ア 県内市町村間における広域避難者の受入れ等 市町村の区域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、他の市町村長に協議するものとし、協議を受けた市町村は同時被災など受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れるものとする。この場合、県は、被災市町村の要請があった場合には、受入れ先市町村の選定や紹介などの調整を行うものとする。 イ 都道府県域を越える <u>広域避難者の受入れ等</u> 県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、県は被災市町村からの要請に応じ、他の都道府県に対して受入れを要請するなどの協議を行い、被災市町村を支援するものとする。協議先の都道府県の選定に際して必要な場合には、県は国を通じて、相手方都道府県の紹介を受けるものとする。	14 <u>広域避難</u> （総務部、防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部） （1） <u>広域避難の調整手続等</u> ア 県内市町村間における広域避難者の受入れ等市町村の区域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、他の市町村長に協議するものとし、協議を受けた市町村は同時被災など受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れるものとする。県は、被災市町村の要請があった場合には、受入れ先市町村の選定や紹介、運送事業者の協力を得て被災者の運送を行う等被災市町村を支援するものとする。 イ 都道府県域を越える <u>広域避難</u> 県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、県は被災市町村からの要請に応じ、他の都道府県に対して受入れを要請するなどの協議を行い、 <u>運送事業者の協力を得て被災者の運送を行う等被災市町村を支援するものとする。協議先の都道府県の選定に際して必要な場合には、県は国を通じて、相手方都道府県の紹介を受けるものとする。</u>	

1－4－1 災害対策基本法の改正（広域一時滞在４）（○）

修正前

修正後

流山市 地域防災計画 (p.地3-76)	(7) 隣接市の避難所への避難 避難経路の途絶等の理由によって、 <u>市が指定、開設した</u> 避難場所及び避難所に避難することが危険又は困難な場合においては、予め協定を締結し、或いは、臨機に要請した隣接市の避難場所又は避難所に避難させるものとする。また、市の指示を待つ暇が無いと判断した場合は、住民自らの判断によって、最寄りの隣接市の避難場所又は避難所に避難するものとする。	(これまで市内の避難について記載しており、ここだけ市外の内容となるため、以下の広域一時滞在に移すこととする。)
(p.3-95) 防災危機管理課 コミュニティ課 市民課 高齢者生きがい 推進課 介護支援課 障害者支援課 子ども家庭課 保育課	第9 <u>広域的避難収容</u> 【避難誘導救援班】 市は、災害の規模、被災者の避難、 <u>収容</u> 状況、避難の長期化等を考慮し、被災区域外への広域的な避難及び避難 <u>場</u> 所、応急仮設住宅等への <u>収容</u> が必要であると判断した場合には、 <u>県に広域避難収容に関する支援を要請するものとする。</u>	第9 <u>広域一時滞在(注釈に災害対策基本法第86条の8から第86条の13まで)</u> 【避難誘導救援班】 市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等を考慮し、被災区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への <u>提供</u> が必要であると判断した場合に <u>において、県内については当該市町村に直接協議し、県外については</u> 県に広域避難収容に関する支援を要請するものとする。 <u>特に避難経路の途絶等の理由によって、市内の避難場所及び避難所に避難することが危険又は困難な場合においては、予め協定を締結し、或いは、臨機に要請した隣接市の避難場所又は避難所に避難させるものとする。また、市の指示を待つ暇が無いと判断した場合は、住民自らの判断によって、最寄りの隣接市の避難場所又は避難所に避難するものとする。</u>
		【メモ】 運送事業者による被災者の運送は86条の12(スライド2-5-12)による県に対する内容のため、反映しない。

趣 旨

【改正事項ではないが参考に】
今回の改正により、新設される（１）応援対象業務の拡充、（２）広域一時滞在、（３）物資等の供給及び運送についても第91条及び第92条を踏まえ、要請した側が費用負担すること。

修 正 前		修 正 後
災害対策基本法 （第91条、第92条）	（改正はない）	（災害予防等に要する費用の負担） 第九十一条 法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置を講じている場合を除くほか、災害予防及び災害応急対策に要する費用その他この法律の施行に要する費用は、その実施の責めに任ずる者が負担するものとする。 （指定行政機関の長等又は他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合の災害応急対策に要する費用の負担） 第九十二条 第六十七条第一項、第六十八条、第七十四条第一項又は第七十四条の三の規定により指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は他の地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員（以下この条において「地方公共団体の長等」という。）の応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体は、当該応援に要した費用を負担しなければならない。 2 前項の場合において、当該応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体が当該費用を支弁するいとまがないときは、当該地方公共団体は、国又は当該応援をする他の地方公共団体の長等の属する地方公共団体に対し、当該費用の一時繰替え支弁を求めることができる。
防災基本計画		記載なし
千葉県 地域防災計画 (p.地-3-76)		10 経費の負担（総務部、総合企画部、防災危機管理部、水道局） （1）国又は他都県、市町村から県又は市町村に職員派遣を受けた場合 国から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法、並びに他都県、他市町村から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による。 （災害対策基本法施行令第18条） （2）指定公共機関等から協力を受けた場合 指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほか、その都度、又は事前に相互に協議して定めた方法による。
流山市 地域防災計画 (p.3-133) 防災危機管理課	第6 応援受入体制の確保と経費の負担 1 地方自治体等の応援受け入れ時の体制と経費 (2) 経費の負担 経費の負担は災害対策基本法施行令第18条に従う。原則として、応援を受けた次に掲げる費用は、市の負担とする。 ア 職員等の応援に要した交通費、諸手当、食糧費 イ 応援のために提供した資機材等物品の費用及び輸送費等	第6 応援受入体制の確保と経費の負担 1 地方自治体等の応援受け入れ時の体制と経費 (2) 経費の負担 経費の負担は災害対策基本法施行令第18条に従う。原則として、応援<u>等</u>を受けた次に掲げる費用は、市の負担とする。 ア 職員等の応援に要した交通費、諸手当、食糧費 イ 応援のために提供した資機材等物品の費用及び輸送費等 <u>ウ 流山市民の広域一時滞在のために要した費用</u>

趣 旨

近年の竜巻による被害を受け、異常な自然現象の例示に「竜巻」を追加した。2－1－1のスライドも参照

修 正 前		修 正 後
災害対策基本法 （第2条第1号） （平成24年6月20 日改正）	（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。	（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 災害 暴風、 <u>竜巻</u> 、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。
防災基本計画 （p.1） （H24.9修正）	○我が国の国土は、地震、津波、暴風、豪雨、地すべり、洪水、高潮、火山噴火、豪雪など極めて多種の自然災害が発生しやすい自然条件下に位置する。また、社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、原子力災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についても防災対策の一層の充実強化が求められている。	○我が国の国土は、地震、津波、暴風、 <u>竜巻</u> 、豪雨、地すべり、洪水、高潮、火山噴火、豪雪など極めて多種の自然災害が発生しやすい自然条件下に位置する。また、社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、原子力災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についても防災対策の一層の充実強化が求められている。
千葉県 地域防災計画 （p.風-2-19）		風水害の例示をまとめた記述無し。 竜巻の記載はあり。
流山市 地域防災計画 （p.風2-28） 防災危機管理課 農政課 農業委員会事務局 とうかつ中央農業 協同組合	第4 節 風害予防計画 台風等の暴風雨による被害を防止するため、建物の補強や農作物の風害防止措置等の対策を講じ、風害の予防を図る。 第2 農作物等の風害防止対策 【農政課・農業委員会事務局・とうかつ中央農業協同組合】 農作物等に被害を与える強風には、台風、冬期の季節風、その他フェーン現象や降雹を伴う局地的な強風等がある。強風は、作物に被害を与えるだけでなく、土壌を乾燥し、風による土壌侵食を生ずる。そのため、肥沃な表土が吹き飛ばされてやせ地になったり、飛ばされた土が作物を埋没したりして被害を与える。	第4 節 風害予防計画 台風、 <u>竜巻</u> 等の暴風雨による被害を防止するため、建物の補強や農作物の風害防止措置等の対策を講じ、風害の予防を図る。 第2 農作物等の風害防止対策 【農政課・農業委員会事務局・とうかつ中央農業協同組合】 農作物等に被害を与える強風には、台風、冬期の季節風、その他フェーン現象や <u>竜巻</u> 、降雹を伴う局地的な強風等がある。強風は、作物に被害を与えるだけでなく、土壌を乾燥し、風による土壌侵食を生ずる。そのため、肥沃な表土が吹き飛ばされてやせ地になったり、飛ばされた土が作物を埋没したりして被害を与える。

趣 旨

地域防災計画を定めるに当たっては、各防災機関が円滑に他の者を応援し、受援できるよう配慮することを規定したもの。

修 正 前		修 正 後
災害対策基本法 （第40条第3項 第42条第4項） （平成24年6月20 日改正）	（新設）	3 都道府県防災会議は、都道府県地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生した場合において管轄指定地方行政機関等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。 4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。
防災基本計画 （p.22） （H24.9修正）	（新設）	○市町村は、都道府県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。 ○地方公共団体は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するものとする。 ○市町村は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。 ○地方公共団体及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。
千葉県 地域防災計画 （p.地-2-71） （H27.3修正）	（3）<u>受援計画の策定</u> 県は、国、自衛隊、消防機関、他都道府県及び民間ボランティアや企業等の応援等を効果的に受けるため、被災状況や災害ニーズの把握、情報提供、各種コーディネートなど、県が中心となって行うことが適当な事務について、受援計画の作成に努める。	（3）<u>応援受入計画の策定</u> 県は、国、自衛隊、消防機関、他都道府県及び民間ボランティアや企業等の応援等を効果的に受けるため、被災状況や災害ニーズの把握、情報提供、各種コーディネートなど、県が中心となって行うことが適当な事務について、応援受入計画を作成する。
流山市 地域防災計画 （p.地2-71） 防災危機管理課	3 応援受入体制の整備 市は、応援要請後、他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮連絡系統、活動拠点、受入れのための設備の整備等の明確化及び受入マニュアル等を整備するとともに、職員への周知徹底を図るものとする。 また、平常時から協定を締結している他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。 第5 他市町村の災害時における応援活動のための体制整備 【防災危機管理課】 市は、被災市町村から応援要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられかつ日常業務に支障をきたさないよう、支援対策本部、派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両及び作業手順等についてマニュアルを整備しておくものとする。 その際職員は、派遣先の被災地において被災市町村から援助を受けることのないよう、食糧、衣料から情報伝達手段に至るまで、応援側で賄うことができる自己完結型の体制がとれるようにしておくものとする。 また、日常から研修及び訓練を実施しておくものとする。	3 応援受入体制の整備 （略） 第5 他市町村の災害時における応援活動のための体制整備 【防災危機管理課】 市は、被災市町村から応援要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられかつ日常業務に支障をきたさないよう、支援対策本部、派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両及び作業手順等について<u>応援受入計画</u>を整備しておくものとする。 （略）

趣 旨

近年の自然災害の犠牲者の多くが土砂災害によるものであるため、異常な自然現象の例示に「崖崩れ」、「土石流」、「地滑り」を追加し、災害の定義を明確化した。

修 正 前		修 正 後	
災害対策基本法 （第2条第1号） （平成25年6月21 日改正）	（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。	（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、 <u>崖崩れ</u> 、 <u>土石流</u> 、高潮、地震、津波、噴火、 <u>地滑り</u> その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。	
防災基本計画 （p.1） （H26.1修正）	○我が国の国土は、地震、津波、暴風、竜巻、豪雨、 <u>地すべり</u> 、洪水、高潮、火山噴火、豪雪など極めて多種の自然災害が発生しやすい自然条件下に位置する。また、社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、原子力災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についても防災対策の一層の充実強化が求められている。	○我が国の国土は、地震、津波、暴風、竜巻、豪雨、 <u>地滑り</u> 、洪水、 <u>崖崩れ</u> 、 <u>土石流</u> 、高潮、火山噴火、豪雪など極めて多種の自然災害が発生しやすい自然条件下に位置する。また、社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、原子力災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についても防災対策の一層の充実強化が求められている。	
千葉県 地域防災計画 （p.風-2-14）	1 土砂災害防止法に基づく対策の推進（県土整備部） 土砂災害（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）から住民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限を行うことを趣旨とする「土砂災害防止法」が平成13年4月に施行された。この法律の趣旨に則り以下の手続きを推進する。	（修正なし）	
流山市 地域防災計画 （p.風2-21） 防災危機管理課 （道路管理課 宅地課 消防防災課 県東葛飾土木事 務所）	2 土砂災害防止法に基づく対策の推進 土砂災害（ <u>急傾斜地の崩壊</u> 、土石流、 <u>地すべり</u> ）から住民の生命及び身体を保護するために、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限を行うことを趣旨とする「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）が平成13年4月に施行された。	2 土砂災害防止法に基づく対策の推進 土砂災害（ <u>崖崩れ</u> 、 <u>土石流</u> 、 <u>地滑り</u> ）から住民の生命及び身体を保護するために、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限を行うことを趣旨とする「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）が平成13年4月に施行された。	

趣 旨

今後、南海トラフ巨大地震や首都直下地震等が懸念されており、災害に対する基本理念を明記し、関係者が広く共有することにより、災害対策の充実を図るもの。

修 正 前		修 正 後	
災害対策基本法 （第2条第2号） （平成25年6月21 日改正）	（新設）	<u>（基本理念）</u> <u>第二条の二 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。</u> <u>一 我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。</u> <u>二 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。</u> <u>三 災害に備えるための措置を適切に組み合わせることで一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。</u> <u>四 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであつても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。</u> <u>五 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。</u> <u>六 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。</u>	
防災基本計画 （p.2-4） （H26.1修正）	○先に述べたように、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。 （新設） ○災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめる、ハード・ソフトを組み合わせることが必要である。 ○最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行う。一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくすることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じなければならない。 ○住民一人一人が防災に対する意識を高め、自らの命と生活を守れるよう、住民のエンパワーメントを後押しする必要がある。また、住民等の協働による組織・団体が積極的に地域を守るような社会の構築を推進する。 ○企業・組織の事業継続や供給網の管理、保険制度や相互支援の取組等を通じて、災害リスクにしたたかな市場の構築を推進する。 ○迅速かつ正確な情報収集・伝達・共有を可能とする平時からの備え・訓練を行い、的確に状況を把握・想定し、適時に判断・対応できるようにする。	○先に述べたように、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。 ○災害対策の実施に当たっては、国、地方公共団体及び指定公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて、国及び地方公共団体を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。 ・災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめる、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的に災害対策を推進する。 ・最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。 （削る） （削る） （削る）	

2－1－2 災害対策基本法の改正（基本理念の明確化2）（○）

修 正 前		修 正 後
防災基本計画 （p.2-4） （H26.1修正）	（新設） ○被災者のニーズの<u>変化や多様性</u>に柔軟かつ機敏に対応する。 ○被災地域の特性等を踏まえ、よりよい地域社会を目指した復旧・復興対策を推進する。	・<u>発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。</u> ・<u>被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。</u> ・<u>発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。</u>
千葉県 地域防災計画 （p.総-2-1） （H27.3修正）	災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識し、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災対策の基本とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせる災害に備えていくものとする。 都市化や核家族化の進展などの社会構造の変化により、地域コミュニティの弱体化が叫ばれ始めているが、「自分たちの地域は地域の人々で守る」といった共助の考え方の重要性を再認識し、自主防災組織の機能強化や、<u>災害対策コーディネーターの養成を促進し、共助の中核となる人材を育成するなどの取り組みの強化に努める。</u> （H24.8以前から記載済み）	災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識し、災害時の被害を最小化し、<u>被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災対策の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせる災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていくものとする。</u> 都市化や核家族化の進展などの社会構造の変化により、地域コミュニティの弱体化が叫ばれ始めているが、「自分たちの地域は地域の人々で守る」といった共助の考え方の重要性を再認識し、自主防災組織の機能強化や、<u>県が認定した災害対策コーディネーターの養成講座を開催し、共助の中核となる人材を育成するなどの取り組みの強化に努める。</u> さらに、民間団体等と県・市町村との連携の取り組みも重要となっている。阪神・淡路大震災以降、行政機関と民間団体・企業との協定締結による連携強化が進んできており、本県でも、生活協同組合連合会との物資の確保やボランティア活動支援に関する協定や、コンビニエンスストアチェーンとの物資供給に関する協定など、様々な分野での連携が進んでいる。最近では、市町村が建築士や土地家屋調査士の団体との間で、家屋の被害認定等に関する協定を締結するなど動きも見えている。
（p.地-1-2）	（H24.8以前から記載済み）	1 減災や多重防御の視点に重点を置き、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な防災対策であること。 したがって、今後想定すべき巨大災害に対しては、減災の視点に重点を置き、住民の避難行動を軸とした、人命の安全を守る対策を最優先に実施していかなくてはならない。 そのためには、住民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体におけるソフト対策を講じることが不可欠である。 その上で、最大クラスの津波に対しても、多重防御の視点から、海岸保全施設や、防波堤や土手、保安林などを組み合わせ、ハード・ソフトを織り交ぜた、総合的な防災対策を推進することが重要である。

2－1－2 災害対策基本法の改正（基本理念の明確化3）（○）

修 正 前		修 正 後	
流山市 地域防災計画 (p.地1-1)	本市は、平成18年度に防災対策調査を実施して地震による被害想定を行い、平成19年度にM7クラスの首都直下で発生する地震を想定地震として「流山市地域防災計画」の全面修正を行った。 さらに、その後の本市の社会的変動や東北地方太平洋沖地震(平成23年)等の教訓、及び防災基本計画の修正(平成23年)等の近年の防災対策の動向を踏まえ、実効性の高い計画とすることが必要となった。		本市は、東日本大震災(平成23年)を踏まえ、教訓の反映や被害想定の見直し等を行い、平成24年度に地域防災計画を修正するとともに、事業継続計画(BCP)を策定、災害時職員初動マニュアルを修正した。 さらに、その後も東日本大震災で新たに判明し充実すべき事項や平成26年8月豪雨による広島市の土砂災害等による災害対策基本法等の改正を踏まえ、より実効性の高い計画を作成することが必要となった。
	第1 計画の方針 東京湾北部地震等、流山市から一定程度離れた地域を震源とする地震の場合、震源地付近での甚大な被害が予想される。このため、市としては、努めて市の有する能力をもって対処し、不足する能力について、国及び県等の支援を受けることを基本とする。 流山市直下においてM7クラスの地震が発生した場合、市の全域において震度6強、一部地域では震度7となり、甚大な被害の発生が予想される一方、他地域における被害は比較的少ないことが予想される。このため、初動において、市の全力をもって、人命救助、消火、避難等に当たるとともに、発災直後から、国及び県、並びに、他の市等に対して、全面的な支援を要請する。		第1 計画の方針 東京湾北部地震等、流山市から一定程度離れた地域を震源とする地震の場合、震源地付近での甚大な被害が予想される。このため、市としては、努めて市の有する能力をもって対処し、不足する能力について、国及び県等の支援を受けることを基本とする。 流山市直下においてM7クラスの地震が発生した場合、市の全域において震度6強、一部地域では震度7となり、甚大な被害の発生が予想される一方、他地域における被害は比較的少ないことが予想される。このため、初動において、人命を最優先に、市の全力をもって、救助、消火、避難等に当たるとともに、発災直後から、国及び県、並びに、他の市等に対して、全面的な支援を要請する。
(p.地1-3) 防災危機管理課	1 災害予防対策 ア 市民への地震災害に関する知識の普及に努めるとともに、自主防災組織の育成強化に努め、地域防災力の向上を図る。 (略) エ 自助・共助・公助それぞれが災害対応力を高め、連携した減災・防災への取り組みを図る。 オ 減災や多重防御の視点に重きを置き、ハード対策とソフト対策を組み合わせた防災対策を推進する。 (略) シ 高齢者、障害者等の災害時要援護者や女性に配慮した防災対策の推進に努める。 (略)		1 災害予防対策 ア 市民への地震災害に関する知識の普及に努めるとともに、自主防災組織の育成強化に努め、地域防災力の向上を図る。 (略) エ 自助・共助・公助それぞれが災害対応力を高め、連携した減災・防災への取り組みを図る。 (略) オ 減災や多重防御の視点に重きを置き、ハード対策とソフト対策を組み合わせた防災対策を推進する。 (略) シ 高齢者、障害者等の要配慮者や女性に配慮した防災対策の推進に努める。 (略)
	2 災害応急対策 (略) イ 地震情報や被害情報などの災害情報の収集伝達体制を整える。 (略)		2 災害応急対策 (略) イ 地震情報や被害情報などの災害情報の収集伝達体制を整える。 (略)
	3 災害復旧対策 ア 一般被災者や被災事業者への援護措置の充実を進め、市民生活の安定を図る。		3 災害復旧対策 ア 一般被災者や被災事業者への援護措置の充実を進め、市民生活の安定を図る。

趣 旨

ボランティアについては、第8条第2項第13号に配慮事項として規定されていたところであるが、近年の災害においてはボランティアが重要な役割を果たし、今後その役割はますます大きくなることが見込まれるため、ボランティアとの連携についての努力義務を明確化したものである。

修 正 前		修 正 後
災害対策基本法 （第5条の3） （平成25年6月21 日改正）	（新設）	<u>（国及び地方公共団体とボランティアとの連携）</u> <u>第五条の三 国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。</u>
防災基本計画 （p.15） （H26.1、H27.7修 正）	(2) 防災ボランティア活動の環境整備 ○国及び地方公共団体は、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。その際、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するものとする。	(2) 防災ボランティア活動の環境整備 ○国〔内閣府、消防庁、文部科学省、厚生労働省等〕及び市町村（都道府県）は、 <u>ボランティアの自主性を尊重しつつ</u> 、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。その際、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するものとする。
千葉県 地域防災計画 （p.） （H27.3修正）		【メモ】 ボランティアの自主性尊重については記載なし。
流山市 地域防災計画 （p.地2-10） ・社会福祉協議会	第5 ボランティアの活動環境の整備 【社会福祉協議会】 災害が発生した場合、行政及び防災関係機関のみで対処することは困難になることが予想される。 このような事態に備え、ボランティアの協力活動が円滑に行えるよう環境整備を図るとともに、平常時からボランティアについて広く住民に呼びかけ、ボランティア意識の啓発や育成に努めるものとする。	第5 ボランティアの活動環境の整備 【社会福祉協議会】 災害が発生した場合、行政及び防災関係機関のみで対処することは困難になることが予想される。 このような事態に備え、ボランティアの <u>自主性を尊重しつつ</u> 、協力活動が円滑に行えるよう環境整備を図るとともに、平常時からボランティアについて広く住民に呼びかけ、ボランティア意識の啓発や育成に努めるものとする。

趣 旨

改正前は、指定（地方）公共機関以外の民間事業者は住民としての責務を有するにすぎなかったが、東日本大震災を踏まえ、災害時における事業活動の継続的实施、国及び地方公共団体が実施する防災の施策への協力に努めることを規定したものである。

[illegible]

趣 旨

基本理念に盛り込んだ「自助」の観点から、備蓄や防災訓練への参加を明記したもの。

修 正 前		修 正 後
災害対策基本法 （第7条第3項） （平成25年6月21 日改正）	3 前項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。	3 前二項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、 <u>基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の</u> 自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、 <u>防災訓練その他の</u> 自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。
防災基本計画 （p.12） （H26.1修正）	第3節 国民の防災活動の促進 1 防災思想の普及，徹底 ○自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり，国民は，その自覚を持ち，平常時より災害に対する備えを心がけるとともに，発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また，災害時には，近隣の負傷者及び災害時要援護者を助ける，避難所で自ら活動する，あるいは国，公共機関，地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど防災への寄与に努めることが求められる。このため，国，公共機関及び地方公共団体は，自主防災思想の普及，徹底を図るものとする。	第3節 国民の防災活動の促進 1 防災思想の普及，徹底 ○自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり，国民は，その自覚を持ち， <u>食料・飲料水等の備蓄など</u> ，平常時より災害に対する備えを心がけるとともに，発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また，災害時には， <u>初期消火を行う</u> ，近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける， <u>避難場所や避難所で</u> 自ら活動する，あるいは国，公共機関，地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど防災への寄与に努めることが求められる。このため， <u>国〔内閣府，消防庁〕</u> ，公共機関及び地方公共団体は，自主防災思想の普及，徹底を図るものとする。
千葉県 地域防災計画 （H27.3修正）	（新設）	（防災基本条例） （県民の役割） 第四条 県民は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、常に災害に対する危機意識を持って、自らの生命、身体及び財産を自ら守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うよう努めるものとする。 2 県民は、基本理念にのっとり、地域において消防団及び水防団（以下「消防団等」という。）、自主防災組織等並びにボランティアが行う防災活動に自発的かつ積極的に参加するよう努めるとともに、県及び市町村が行う防災対策に協力するよう努めるものとする。
流山市 地域防災計画 （p.地1-18） 防災危機管理課	自らの生命・身体・財産の被害を最小限に食い止めるため、気象警報・注意報発令時のとるべき行動の確認や住宅の耐震診断・改修等のほか、3日分の食糧・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備、家具・大型家電の転倒防止、ガス機器等の適切な取扱い等の出火防止対策など、各家庭での身近な地震災害発生時の備えを講じるとともに、住民自らが隣近所、地域で協力し合い行動できるよう地域コミュニティの形成に努める。 また、 <u>市及び県が実施する災害対策に積極的に協力するとともに、自発的な防災活動に積極的に参加し、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与する。</u>	<u>（注釈：災害対策基本法第7条、防災基本条例第4条）</u> <u>ア</u> 自らの生命・身体・財産の被害を最小限に食い止めるため、 <u>平常時より</u> 気象警報・注意報発令時のとるべき行動の確認や住宅の耐震診断・改修等のほか、3日分の食糧・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備、家具・家電の転倒防止、ガス機器等の出火防止対策など、各家庭での身近な地震災害発生時の備えを講じるとともに、 <u>過去の災害の教訓の伝承や</u> 、住民自らが隣近所、地域で協力し合い行動できるよう地域コミュニティの形成に努める。 <u>イ 消防団及び水防団、自主防災組織並びにボランティアが行う防災活動に自発的かつ積極的に参加するよう努める。</u> <u>ウ 災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難所運営に参加する等、自発的に活動するとともに、市及び県が実施する災害対策に積極的に協力し、防災に寄与する。</u>

趣 旨

自助、共助による自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域防災力を高めるため、市町村内の地区居住者等から提案があった場合等に、市町村地域防災計画に、地区防災計画を定めることができるとしたもの

修 正 前	修 正 後
災害対策基本法（新設） （第42条第3項 第42条の2） （平成25年6月21 日改正）	<u>（市町村地域防災計画）</u> <u>第四十二条</u> 3 市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（地区防災計画）について定めることができる。 地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。 <u>第四十二条の二</u> 地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならない。 2 前項の規定による提案（以下この条において「計画提案」という。）は、当該計画提案に係る地区防災計画の素案の内容が、市町村地域防災計画に抵触するものでない場合に、内閣府令で定めるところにより行うものとする。 3 市町村防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めなければならない。 4 市町村防災会議は、前項の規定により同項の判断をした結果、計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした地区居住者等に通知しなければならない。 5 市町村地域防災計画に地区防災計画が定められた場合においては、当該地区防災計画に係る地区居住者等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するように努めなければならない。
防災基本計画（新設） （p.16） （H26.1修正）	<u>（4）住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</u> ○市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行うこととする。 ○市町村は、市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。
千葉県 地域防災計画 （H27.3修正）	記載なし

趣 旨

自助、共助による自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域防災力を高めるため、市町村内の地区居住者等から提案があった場合等に、市町村地域防災計画に、地区防災計画を定めることができるとしたもの

修 正 前	修 正 後
流山市 地域防災計画 （地-1-6） 防災危機管理課	<u>第1編地震災害対策編 第1章 総則 第2節 計画の基本方針 第3 他の計画との関係</u> <u>6 地区防災計画</u> <u>市民等は、防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、災害対策基本法に基づき、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。</u> <u>また、市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるように市民等から提案を受け、必要があると認めるときは、防災会議の承認を得て、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。</u> <u>なお、市は、市民等が自ら地区防災計画を作成することを推進し、積極的に支援を行う。</u> 《災害対策基本法第42条》

趣 旨

法改正前は、避難場所又は避難所の指定等に関して、規定が設けられておらず津波や水害等の際、住民が災害想定区域内にある避難所に避難した結果、かえって危険が生じた事例があったことなどを踏まえ、安全面の観点から、異常な現象の種類ごとに、当該災害の危険から緊急に逃れるための一定の基準を満たした避難場所を指定し、周知することにより、より円滑かつ安全な避難を促進しようとするもの。

修 正 前

災害対策基本法
（第49条の4～6）
（平成25年6月21
日改正）

修 正 後

（指定緊急避難場所の指定）
第四十九条の四 市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に
勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円
滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は
場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として
指定しなければならない。
2 市町村長は、前項の規定により指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急
避難場所の管理者（当該市町村を除く。次条において同じ。）の同意を得なければならない。
3 市町村長は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を、都道府県知事に通知すると
ともに、公示しなければならない。

（指定緊急避難場所に関する届出）
第四十九条の五 指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は改築
その他の事由により当該指定緊急避難場所の現状に政令で定める重要な変更を加えようとす
るときは、内閣府令で定めるところにより市町村長に届け出なければならない。

（指定の取消し）
第四十九条の六 市町村長は、当該指定緊急避難場所が廃止され、又は第四十九条の四第一
項の政令で定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の規定による指定を取り消すも
のとする。
2 市町村長は、前項の規定により第四十九条の四第一項の規定による指定を取り消したとき
は、その旨を、都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

災害対策基本法
施行令

（指定緊急避難場所の基準）
第二十条の三 法第四十九条の四第一項 の政令で定める基準は、次のとおりとする。
一 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において居住者、滞在者その他の者（次号
口及び第二十条の六第一号において「居住者等」という。）に開放されることその他その管理の方
法が内閣府令で定める基準に適合するものであること。
二 次条に規定する種類の異常な現象（地震を除く。）が発生した場合において人の生命又は
身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域（第二十条の五において「安全区域」と
いう。）内にあるものであること。ただし、次に掲げる基準に適合する施設については、この限りで
ない。
イ 当該異常な現象に対して安全な構造のものとして内閣府令で定める技術的基準に適合する
ものであること。
ロ 洪水、高潮、津波その他これらに類する異常な現象の種類で次条第七号の内閣府令で定め
るもの（以下このロにおいて「洪水等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用
する施設にあつては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべ
き屋上その他の部分（以下このロ及び第二十条の五において「居住者等受入用部分」という。）が
配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段その他の経路があること。
三 地震が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する施設又は場所にあつては、次
に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
イ 当該施設が地震に対して安全な構造のものとして内閣府令で定める技術的基準に適合する
ものであること。
ロ 当該場所又はその周辺に地震が発生した場合において人の生命又は身体に危険を及ぼす
おそれのある建築物、工作物その他の物が無いこと。

修 正 前		修 正 後	
災害対策基本法 施行令		（政令で定める異常な現象の種類） <u>第二十条の四 法第四十九条の四第一項 の政令で定める異常な現象の種類は、次に掲げるものとする。</u> 一 洪水 二 崖崩れ、土石流及び地滑り 三 高潮 四 地震 五 津波 六 大規模な火事 七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める異常な現象の種類	
災害対策基本法 施行規則		（令第二十条の三第一号 の内閣府令で定める基準） <u>第一条の三 令第二十条の三第一号 の内閣府令で定める基準は、居住者、滞在者その他の者（第一条の八第二号において「居住者等」という。）の受入れの用に供すべき屋上その他の部分（安全区域（令第二十条の三第二号 に規定する安全区域をいう。）外にある同号 口に規定する施設である指定緊急避難場所にあつては、当該部分及び当該部分までの避難上有効な階段その他の経路）について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動その他の事由により避難上の支障を生じさせないものであることとする。</u> （令第二十条の三第二号 イの内閣府令で定める技術的基準） <u>第一条の四 令第二十条の三第二号 イの内閣府令で定める技術的基準は、当該異常な現象により生ずる水圧、波力、振動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によつて損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること（当該異常な現象が津波である場合にあっては、次条に規定する技術的基準に適合するものであることを含む。）とする。</u> （令第二十条の三第三号 イの内閣府令で定める技術的基準） <u>第一条の五 令第二十条の三第三号 イの内閣府令で定める技術的基準は、地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものであることとする。</u> （令第二十条の四 の内閣府令で定める異常な現象の種類） <u>第一条の六 令第二十条の四 の内閣府令で定める異常な現象の種類は、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水及び火砕流、溶岩流、噴石その他噴火に伴い発生する火山現象とする。</u>	
防災基本計画 （p.29-30） （H27.7修正）		<u>(2) 指定緊急避難場所</u> <u>○指定緊急避難場所の指定を終えていない市町村については、速やかに指定を終えるよう努めるものとする。</u> <u>○指定緊急避難場所については、市町村は、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定するものとする。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。</u> <u>○指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</u>	

修 正 前		修 正 後
千葉県 地域防災計画 (p.地-2-66～67)	(新設)	(1)指定緊急避難場所の指定 市町村は、災害の種類ごとに、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。 指定緊急避難場所は、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周囲等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのない場所とする。 なお、津波が発生、又は発生するおそれがある場合に使用する施設については、想定される津波の水位以上の高さに避難スペースがあり、避難上有効な階段その他の避難経路を有するものを指定する。 市町村は、指定緊急避難場所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。
(p.風-2-42)	(新設)	(1)指定緊急避難場所の指定 市町村は、災害の種類ごとに、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。指定緊急避難場所は、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難スペースがあり、避難上有効な階段その他の避難経路を有するものを指定する。 市町村は、指定緊急避難場所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。
(p.大-1-2) (H27.3修正)	2 防災空間の整備・拡大 (2)都市公園は、住民のレクリエーション、スポーツ等の場としての機能のほかに、災害時における避難場所あるいは延焼を防止するためのオープンスペースとして防災上の役割も非常に高い。	(修正なし)
流山市 地域防災計画 (p.地2-73) 教育総務課 県教育庁 東洋学園大学 江戸川大学 みどりの課 河川課	(1) <u>避難場所の指定</u> <u>地震発生直後の緊急時における避難場所として、概ね2,500m2 以上の面積を有する都市公園、緑地及びグラウンドのある小・中学校等を指定する。</u> <u>空き地や田畑の多い市街地周辺部及び農村部で、避難場所までの距離が遠くなる地域については、神社、公園、緑地等を一時避難場所として利用し、これを經由して避難場所へ避難する。</u> <u>避難場所指定の目安を以下に示す。</u> <u>・ある程度のオープンスペースが確保されていること。</u> <u>・耐災害性に優れていること。</u> <u>・なるべく避難所を兼ねられる施設があること。</u> <u>・情報の伝達上の便利が得やすいこと。</u> <u>・なるべく四方に出入口が常時確保されていること。</u> <u>・なるべく公共施設であること。</u>	(1) <u>指定緊急避難場所の指定(注釈:災害対策基本法第49条の4、災害対策基本法施行令第20条の3、第20条の4、災害対策基本法施行規則第1条の3から第1条の6 災害の危険から一時的に安全が確保される場所。)</u> <u>指定緊急避難場所の指定の目安を以下に示す。</u> <u>・なるべく避難所を兼ねられる施設があること。</u> <u>・情報の伝達上の便利が得やすいこと。</u> <u>・なるべく四方に出入口が常時確保されていること。</u> <u>・概ね2,500m2 以上の面積を有する都市公園、緑地、学校のグラウンド、その他公共施設等であり、迅速な開設が可能である管理体制であること。</u> <u>・各災害に対する耐災害性に優れていること。</u> <u>地震:この他に指定避難場所までの距離が遠く、空き地や田畑の多い地域については、神社、公園、緑地等を一時的に身の安全を確保する場所として利用する。</u> <u>崖崩れ、土石流、地滑り:土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域に当てはまらないこと。</u> <u>洪水:洪水ハザードマップに想定されている浸水想定区域水位以上の高さに避難スペースがあり、階段その他の有効な避難経路を有すること。</u> <u>内水:当該地及びその周辺に浸水等の履歴がないこと。</u> <u>大規模な火事:広域避難場所等のオープンスペース。</u> <u>高潮、洪水、火山現象:流山市において想定されていない災害のため、指定対象外。</u> <u>避難場所を指定及び取消したときは、県に通知するとともに公示する。</u>

趣 旨

被災者の避難及び救援を円滑に実施するために、適切な施設を平時から指定しておき、住民に広く周知しておくことが有効である。また、国等によるプッシュ型の物資輸送の実施や、広域避難の円滑な受入れ協議が可能となる。

これらのことから、一定の基準を満たす施設を指定避難所として指定するもの。

修 正 前	修 正 後
災害対策基本法（新設） （第49条の7及び8） （平成25年6月21日改正）	（指定避難所の指定） <u>第四十九条の七</u> 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退きを行つた居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民（以下「被災住民」とう。）その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。 （指定緊急避難場所と指定避難所との関係） <u>第四十九条の八</u> 指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。
災害対策基本法 施行令	（指定避難所の基準） <u>第二十条の六</u> 法第四十九条の七第一項 の政令で定める基準は、次のとおりとする。 一 避難のための立退きを行つた居住者等又は被災者（次号及び次条において「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。 二 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。 三 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。 四 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。 <u>五 主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下この号において「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。</u> （指定避難所の重要な変更） <u>第二十条の七</u> 法第四十九条の七第二項 において準用する法第四十九条の五 の政令で定める重要な変更は、指定避難所の被災者等の滞在の用に供すべき部分の総面積の十分の一以上の面積の増減を伴う変更とする。
災害対策基本法 施行規則	（令第二十条の六 の内閣府令で定める基準） <u>第一条の九</u> 令第二十条の六 の内閣府令で定める基準は、次のとおりとする。 一 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下この条において「要配慮者」という。）の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。 二 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。 三 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

2－4－3 災害対策基本法の改正（指定避難所の指定等２）（〇）

修 正 前		修 正 後	
防災基本計画 （p.30） （H26.1、H27.7修正）	<u>(2) 避難場所</u> (新設)	(3) 指定避難所 <u>〇指定避難所の指定を終えていない市町村については、速やかに指定を終えるよう努めるものとする。</u> <u>〇市町村は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、必要な数、規模の避難場所を、その管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底に努めるものとする。</u>	
	〇地方公共団体は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、必要な数、規模の避難場所を、その管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底に努めるものとする。 (新設)	<u>〇指定避難所については、市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造及び設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</u> <u>〇指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</u> <u>〇市町村は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。</u> <u>〇市町村は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。</u> <u>〇市町村は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。</u> <u>〇市町村は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</u> <u>〇市町村は、指定避難所の学校等の施設において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるものとする。</u> <u>〇市町村は、住民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。</u> <u>〇市町村は、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。</u> <u>〇都道府県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、その所在する都道府県や近隣都道府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を都道府県に登録するよう要請するものとする。</u> <u>〇都道府県は、あらかじめ、介護保険施設、障害者支援施設等に対して、災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。</u>	
(軽微な修正のため省略)			

2－4－3 災害対策基本法の改正（指定避難所の指定等3）（○）

修 正 前		修 正 後	
千葉県 地域防災計画 （p.地-2-67） （H27.3修正）	（1）避難所等の整備 市町村は、「災害時における避難所運営の手引き」により、避難所等の選定を行い、県もその確保に協力することとする。 ア 避難所の開設が予定される施設の耐震性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模を持って適切に配慮する。 イ 避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備（その設備を稼働させるために必要な電源や燃料を含む。）の整備に努める。 ウ 避難場所は、災害時の避難者の安全を確保するため、施設の耐震化やできる限りの液状化対策を実施するものとする。 エ 避難所における救護所、通信機器等の施設・設備の整備に努める。 オ 避難所に食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。 また、灯油、エルピーガスなどの非常用燃料の確保等に努める。 カ 避難生活の長期化、高齢者、障害者等の災害時要援護者に対応するため、災害時要援護者に特別の配慮をするための避難施設（以下「福祉避難所」という。）の整備に努め、簡易ベット、簡易トイレ等の整備及び避難時の介助員の配置等について検討する。 キ 間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。	(2)指定避難所の指定 市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れることが可能な構造又は設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定避難所として指定し、住民への周知徹底を図る。 市町村は、指定避難所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。 県は、市町村から指定の通知を受けたときは、内閣総理大臣に報告する。	ア 施設の選定にあたっては、災害により重大な被害が及ばない耐震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努める。 イ 避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備（その設備を稼働させるために必要な電源や燃料を含む。）の整備に努める。 ウ 避難所における救護所、通信機器等の施設・設備の整備に努める。 エ 避難所に要配慮者の入所できる福祉避難室用のスペースの確保について考慮するものとする。 オ 避難所に食料（アレルギー対応食品等を含む）、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、エルピーガスなどの非常用燃料の確保等に努める。 カ 一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮したポータブルトイレ等の整備及び生活相談職員（おおむね10人の要配慮者に1人）等の配置等に努める。 キ 間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。 ク 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、事前に教育委員会等関係部局や地域住民等関係者との調整に努める。
	流山市 地域防災計画 （p.地2-73） ・教育総務課 ・県教育庁 ・東洋学園大 ・江戸川大 ・商工課 ・博物館 ・保育課 ・高齢者生きがい推進課 ・社会福祉課 ・生涯学習課 ・公民館 （2）避難所の指定 地震等の災害による建物の倒壊、焼失等で住居を失った者を収容し保護するための仮宿泊施設として、小・中学校、高等学校、大学、福祉会館、保育所、公民館等の公共施設を避難所に指定する。避難所施設指定の目安を以下に示す。 ・避難所の開設が予定される施設の耐震性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模をであること。 ・被災者の現在地の最寄り場所に設置できるよう市内全域に確保すること。 ・避難所に指定した建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めること。 ・避難場所における救護所、通信機器等の施設・設備が整備できること。 ・避難場所に避難生活に必要な物資等が備蓄できること。 ・避難生活の長期化、高齢者・障害者等の災害時要援護者に対応するため、特別の避難施設（福祉避難所）の整備に努め、簡易ベッド、簡易便所等の整備及び避難時の介助員の配置等についても検討する。 ・間切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努めるとともに、女性への配慮、ベット対策などについても適切に対応するように努める。 ・公民館については、エアコンや和室、小部屋等 の設備・施設が設置されているため、災害時要援護者を優先的に受け入れる 体制を整備する。		(2)指定避難所の指定（注釈：災害対策基本法第49条の7、災害対策基本法施行令第20条の6、災害対策基本法施行規則第1条の9 災害の危険から逃れるため、または住宅の損壊等により生活の場が失われた場合に、一定期間滞在が可能な施設。） 指定避難所の指定の目安を以下に示す。 ・被災者が滞在できる規模であること。 ・公共施設等速やかに被災者を受け入れられる構造であること。 ・耐震性、耐火性を有するなど、各種災害による影響が少ないこと。 （削除。努める内容は指定の基準ではない。これらは後の「4 避難場所及び避難場所の備蓄物資及び設備の整備」に記載する事項。） ・指定避難所またはその周辺で備蓄施設を有し、物資の輸送が比較的容易な場所にあること。 ・高齢者・障害者、乳幼児等の要配慮者の利用が想定される施設（福祉避難所）については、簡易トイレ及び生活相談職員の配置できる体制等要配慮者が円滑に利用できる措置を講ずること。 ・（削除。県の計画では努めることと書かれている。以下、同上） ・公民館については、エアコンや和室、小部屋等が整備されているため、要配慮者を優先的に受け入れる。

趣 旨

避難について特に支援が必要な高齢者や障害者等の「避難行動要支援者名簿」を市町村長があらかじめ作成し、消防機関や民生委員等の地域の支援者との間で情報共有するための制度を創設。名簿の作成・活用に際して、個人情報保護条例に抵触する場合もあることから、市町村において必要な個人情報が利用可能となるよう法律に明確な根拠を設けるもの。

修 正 前

災害対策基本法（新設）
（第49条の10から13）
（平成25年6月21日改正）

修 正 後

第三節避難行動要支援者名簿の作成等
（避難行動要支援者名簿の作成）
第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。
2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
一 氏名
二 生年月日
三 性別
四 住所又は居所
五 電話番号その他の連絡先
六 避難支援等を必要とする事由
七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項
3 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
4 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

（名簿情報の利用及び提供）
第四十九条の十一 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。
3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

（名簿情報を提供する場合における配慮）
第四十九条の十二 市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（秘密保持義務）
第四十九条の十三 第四十九条の十一第二項若しくは第三項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

趣 旨

避難について特に支援が必要な高齢者や障害者等の「避難行動要支援者名簿」を市町村長があらかじめ作成し、消防機関や民生委員等の地域の支援者との間で情報共有するための制度を創設。名簿の作成・活用に際して、個人情報保護条例に抵触する場合もあることから、市町村において必要な個人情報が利用可能となるよう法律に明確な根拠を設けるもの。

修 正 前		修 正 後	
防災基本計画 (p.31、65) (H26.1修正)	(新設)	(4) 避難行動要支援者名簿 ○市町村は、市町村地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。 ○市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。 ○市町村は、避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。 ○市町村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。	
	5 災害時要援護者への配慮 5 要配慮者への配慮 ○市町村は、災害の発生に備え、災害時要援護者名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、災害時要援護者に対する援護が適切に行われるように努めるものとする。	5 要配慮者への配慮 ○市町村は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。	
千葉県 地域防災計画 (p.地-2-53) (H27.3修正)	1 在宅要援護者に対する対応(防災危機管理部、健康福祉部、市町村) (1)災害時要援護者の把握 県民及び市町村は、災害による犠牲者となりやすい高齢者や障害者、乳幼児、妊婦等いわゆる「災害時要援護者」の把握に努め、発災時に迅速な対応がとれるよう備えるものとし、県は、これを支援する。 なお、県民及び市町村は、ガイドラインに基づき、次の事項に留意し把握等を行うものとする。	1 避難行動要支援者に対する対応 市町村は、災害対策基本法の規定により、取組指針に基づき、要は慮者のうち災害発生時に自ら避難することが困難で特に支援を要する「避難行動要支援者」の名簿を作成し、これを活用した実効性のある避難支援を行い、県は、市町村の取り組みを支援する。 (1)全体計画・地域防災計画の策定 避難行動要支援者名簿の作成にあたり、市町村は地域における災害特性等を踏まえつつ、避難支援についての全体的な考え方を整理し、市町村地域防災計画に重要事項を定める。 その上で、市町村地域防災計画の下位計画として、全体計画を位置づけ、より細目的な内容を定める。 (2)避難行動要支援者名簿の作成等 ア 要配慮者の把握 市町村は、避難行動要支援者名簿の作成にあたり、災害による犠牲者となりやすい高齢者や障害者、乳幼児その他のいわゆる「要配慮者」の把握に努め、発災時に迅速な対応がとれるよう備えるものとし、県は、これを支援する。 (ア)市町村は、日常業務の中で、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に要配慮者をリストアップし、どのような要配慮者(電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。)がどこに住んでいるのか取りまとめ、所在情報とする。また、平常時から要配慮者と接している市町村の福祉部局、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者との連携に努める。	
	ア 災害時要援護者の所在把握 (ア)市町村は、日常業務の中で、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に要援護者をリストアップし、どのような要援護者(電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。)がどこに住んでいるのか取りまとめ、所在情報とする。また、平常時から要援護者と接している市町村の福祉部局、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者との連携に努める。		

趣 旨

避難について特に支援が必要な高齢者や障害者等の「避難行動要支援者名簿」を市町村長があらかじめ作成し、消防機関や民生委員等の地域の支援者との間で情報共有するための制度を創設。名簿の作成・活用に際して、個人情報保護条例に抵触する場合もあることから、市町村において必要な個人情報が利用可能となるよう法律に明確な根拠を設けるもの。

修 正 前

千葉県
地域防災計画
(p.地-2-53)
(H27.3修正)

(イ)在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している要援護者に関しても可能な限り把握しておく必要がある。
(ウ)所在把握には、自治会や町内会など、従来からある地域コミュニティを活用するなど、地域における共助による取組みも必要である。

イ 所在情報の管理
(ア)常に最新の情報を把握し、内容を更新の上、関係者で共有しておくことが必要である。
(イ)災害時における情報の開示時期、どのような機関に対して情報を開示し、どのような協力を得ていくのか、情報開示の内容をどこまでの範囲にするのか、それぞれ定めておく必要がある。
(ウ)災害時要援護者の所在情報は個人情報であり、個人情報保護の観点から必要最低限の限られた範囲での利用が求められることから、コンピュータを利用してのデータベース化やGIS化などを進めるとともに、データの流出防止等、情報の適切な管理の下に、常に必要最低限の情報が取り出せるように整備することが必要である。
なお、災害による電源喪失を考え、紙での情報保管についても検討していく。

修 正 後

(イ)在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している要配慮者に関しても可能な限り把握しておく必要がある。
(ウ)所在把握には、自治会や町内会など、従来からある地域コミュニティを活用するなど、地域における共助による取組みも必要である。
(エ)県は、市町村から避難行動要支援者名簿の作成のための要配慮者に関する情報の提供を求められたときは、市町村への情報提供に努める。

イ 避難行動要支援者名簿の作成
市町村は、把握した要配慮者情報をもとに、避難行動要支援者名簿を作成する。
(ア)避難行動要支援者の範囲の設定
a 市町村は、市町村地域防災計画において、要配慮者のうち避難行動要支援者の範囲について要件を設定する。
b 高齢者や障害者等の要配慮者の避難能力の有無は、次の点に着目し判断することが想定される。
① 警戒や避難勧告・指示等の災害関係情報の取得能力
② 避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力
③ 避難行動を取る上で必要な身体能力
c 要件の設定に当たっては、要介護状態区分、障害支援区分等の要件に加え、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないようにするため、きめ細かく要件を設ける。
(イ)避難行動要支援者名簿の記載事項
避難行動要支援者名簿に記載する事項は次のとおりである。
a 氏名
b 生年月日
c 性別
d 住所又は居所
e 電話番号その他の連絡先
f 避難支援等を必要とする事由
g 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項
(ウ)避難行動要支援者名簿のバックアップ
市町村は、災害規模等によっては機能が著しく低下することを考え、県との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておく。
また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管する。
(エ)市町村における情報の適正管理
市町村は、避難行動要支援者名簿の適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、国が策定した『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。
ウ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供
市町村は、避難行動要支援者の同意等を得た上で(市町村の条例に特別の定めのある場合を除く)、市町村地域防災計画で定める避難支援等関係者(消防機関、警察署、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織等)に平常時から名簿情報を提供し共有する。
また、名簿情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、市町村において適切な措置を講ずるよう努める。

趣 旨

避難について特に支援が必要な高齢者や障害者等の「避難行動要支援者名簿」を市町村長があらかじめ作成し、消防機関や民生委員等の地域の支援者との間で情報共有するための制度を創設。名簿の作成・活用に際して、個人情報保護条例に抵触する場合もあることから、市町村において必要な個人情報が利用可能となるよう法律に明確な根拠を設けるもの。

修 正 前		修 正 後	
千葉県 地域防災 計画 (p.地2-53 ～54) (H27.3修 正)		エ 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有 (ア)避難行動要支援者名簿の更新 避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市町村は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。 (イ)避難行動要支援者情報の共有 避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を市町村及び避難支援等関係者間で共有する。 また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知する。	
		(3)個別計画の策定 災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、個別計画の策定を進めることが適切である。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、市町村が個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別計画を策定する。 個別計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れない時の対応などを、地域の実情に応じて記載するものとする。 県は、市町村における個別計画等の策定状況を把握し、必要に応じて助言を行う。	
流山市 地域防災 計画 (地-2-85) ・高齢者生 きがい推進 課 ・介護支援 課 ・社会福祉 課 ・要配慮者 関連施設 等管理者	第7節 <u>災害時要援護者</u> の安全確保対策 自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、障害者や日本語での災害情報が理解できない外国人等、 <u>いわゆる災害時要援護者</u> の安全確保のため、市は、地域住民、自主防災組織及び福祉ボランティア団体等の協力のもと、平常時における地域の <u>災害時要援護者</u> の実態把握と災害時における情報の収集・伝達及び避難誘導等の支援対策の確立に努める。 また、市及び <u>災害時要援護者</u> が入所あるいは通所する <u>災害時要援護者</u> 関連施設(幼稚園・保育所・福祉会館等)等の管理者(以下「施設管理者」という。)等は、情報伝達、避難誘導、避難収容等において各種対策を実施し、災害時における <u>災害時要援護者</u> の安全確保に努める。 さらに、市は健康福祉部を中心とした横断的組織を設け、 <u>要援護者</u> の避難支援業務を的確に実施する。 なお、 <u>市は、国が梅雨前線豪雨、台風等の教訓を活かして策定した「災害時要援護者避難支援ガイドライン」及び県の作成した「災害時要援護者避難支援の手引」並びに「流山市災害時要援護者避難支援計画」</u> に基づいて、 <u>災害時要援護者</u> の安全確保対策に努める。	第7節 <u>要配慮者</u> の安全確保対策 自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、障害者や日本語での災害情報が理解できない外国人等、 <u>避難行動要支援者</u> の安全確保のため、市は、地域住民、自主防災組織及び福祉ボランティア団体等の協力のもと、平常時における地域の <u>避難行動要支援者</u> の実態把握と災害時における情報の収集・伝達及び避難誘導等の支援対策の確立に努める。 また、市及び <u>要配慮者</u> が入所あるいは通所する <u>要配慮者</u> 関連施設(幼稚園・保育所・福祉会館等)等の管理者(以下「施設管理者」という。)等は、情報伝達、避難誘導、避難収容等において各種対策を実施し、災害時における <u>避難行動要支援者</u> の安全確保に努める。 さらに、市は健康福祉部を中心とした横断的組織を設け、 <u>避難行動要支援者</u> の避難支援業務を的確に実施する。 なお、 <u>平成23年の東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の改正を受けて策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」</u> に基づいて、 <u>避難行動要支援者</u> の安全確保対策に努める。	

趣 旨

避難について特に支援が必要な高齢者や障害者等の「避難行動要支援者名簿」を市町村長があらかじめ作成し、消防機関や民生委員等の地域の支援者との間で情報共有するための制度を創設。名簿の作成・活用に際して、個人情報保護条例に抵触する場合もあることから、市町村において必要な個人情報が利用可能となるよう法律に明確な根拠を設けるもの。

修 正 前

流山市
地域防災計画
(地-2-85)
・高齢者生きがい推進課
・介護支援課
・社会福祉課
・要配慮者関連施設

第1 災害時要援護者に配慮した社会環境の整備
【高齢者生きがい推進課・障害者支援課・災害時要援護者関連施設等管理者】

1 バリアフリー化の促進
市は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いすにも支障のない出入口のある避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、災害時要援護者に配慮した整備はもちろんのこと、都市施設全般のバリアフリー化を促進する。

2 行政と地域住民及びボランティア等との協力体制の整備
災害時には、行政で対応できる範囲に限界があるため、地域の住民やボランティア等と協力し合い、一体となって災害時要援護者の安全確保に取り組んでいくことが必要である。

したがって市は、施設管理者、地域住民、自主防災組織等の協力やボランティア等とのネットワークにより、平常時から災害時要援護者を地域で支える体制を整備し、災害時にもその体制のもとに災害時要援護者を守るようにしていくものとする。
また、防災だけでなく、声かけ・見守り活動や犯罪抑止活動等、地域における各種活動との連携を深めるとともに、これらの活動等を通じて人と人とのつながりを深める温かいまちづくり、要援護者が自ら地域にとけ込んでいくことができる環境づくりにも配慮する。

第2 在宅災害時要援護者に対する対応
【高齢者生きがい推進課・障害者支援課・災害時要援護者関連施設等管理者】

1 在宅災害時要援護者の状況把握
災害時に迅速な救助活動を実施するためには、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づき、平常時から災害時要援護者の所在等の状況について把握しておくことが必要である。

(1) 災害時要援護者自身の備え(自助)
災害発生時には、民生委員・児童委員や自主防災組織等の支援者自らが被災し、又は、通信・交通状況により発災後すぐには安否確認や救助等の支援ができない場合がある。
そのため、災害時要援護者自身において、平常時から、隣近所に顔を知ってもらい、助け合える関係づくりに努めるとともに、水や食料等の備蓄対策、家具の転倒防止対策、非常時の連絡先の確認等、できる範囲で自助を行うものとする。

(2) 地域における支援(共助)
災害時における災害時要援護者の安否確認や避難誘導は、隣近所、自治会、民生委員・児童委員などによる地域の支援が重要となるため、平常時からこれらの連携を強めて見守り活動を行う等、地域全体で助け合える体制を整備する。

修 正 後

第1 要配慮者に配慮した社会環境の整備
【高齢者生きがい推進課・障害者支援課・社会福祉課・要配慮者関連施設等管理者】

1 バリアフリー化の促進
市は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いすにも支障のない出入口のある避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者に配慮した整備はもちろんのこと、都市施設全般のバリアフリー化を促進する。

2 行政と地域住民及びボランティア等との協力体制の整備
災害時には、行政で対応できる範囲に限界があるため、地域の住民やボランティア等と協力し合い、一体となって要配慮者の安全確保に取り組んでいくことが必要である。

したがって市は、施設管理者、地域住民、自主防災組織等の協力やボランティア等とのネットワークにより、平常時から要配慮者を地域で支える体制を整備し、災害時にもその体制のもとに要配慮者を守るようにしていくものとする。
また、平常時、災害時を問わず、声かけ・見守り活動や犯罪抑止活動等、地域における各種活動を推進し、連携を深めるとともに、これらの活動等を通じて人と人とのつながりを深める温かいまちづくり、要配慮者が自ら地域にとけ込んでいくことができる環境づくりにも配慮する。

第2 在宅要配慮者に対する対応
【高齢者生きがい推進課・障害者支援課・社会福祉課・要配慮者関連施設等管理者】

1 在宅要配慮者の状況把握
災害時に迅速な救助活動を実施するためには、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、平常時から要配慮者の所在等の状況について可能な限り把握しておくことが必要である。

(1) 要配慮者自身の備え(自助)
災害発生時には、自治会、民生委員・児童委員などの支援者自らが被災し、又は、通信・交通状況により発災後すぐには安否確認や救助等の支援ができない場合がある。

そのため、要配慮者自身において、平常時から、隣近所に顔を知ってもらい、助け合える関係づくりに努めるとともに、水や食料等の備蓄対策、家具の転倒防止対策、非常時の連絡先の確認等、できる範囲で自助を行うものとする。

(2) 地域における支援(共助)
災害時における要配慮者の安否確認や避難誘導は、隣近所、自治会、民生委員・児童委員などによる地域の支援が重要となるため、平常時からこれらの連携を強めて見守り活動を行う等、地域全体で助け合える体制を整備する。

趣 旨

避難について特に支援が必要な高齢者や障害者等の「避難行動要支援者名簿」を市町村長があらかじめ作成し、消防機関や民生委員等の地域の支援者との間で情報共有するための制度を創設。名簿の作成・活用に際して、個人情報保護条例に抵触する場合もあることから、市町村において必要な個人情報が利用可能となるよう法律に明確な根拠を設けるもの。

修 正 前		修 正 後	
流山市 地域防災計画 （地-2-85） ・高齢者生きがい 推進課 ・介護支援課 ・社会福祉課 ・要配慮者関連施 設	(3) <u>災害時要援護者の所在把握</u> ア <u>日常業務の中で、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に要援護者をリストアップし、どのような要援護者がどこに住んでいるのか取りまとめ、所在情報とする。この場合、災害時には防災関係機関に開示されることなどについて事前に要援護者本人又はその家族から同意を得る必要がある。</u> イ <u>在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している要援護者に関しても可能な限り把握しておく必要がある。</u>	<u>(3) 避難行動要支援者の把握</u> 市は、避難行動要支援者の把握に努め、発災時に迅速な対応が図れるよう「流山市地域支え合い活動推進条例」に基づき、避難行動要支援者の名簿をあらかじめ作成し、適切に管理する。 <u>なお、市は、避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。</u>	<u>ア 避難行動要支援者の範囲</u> 避難行動要支援者とは、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者であり、次に掲げる者をいう。 <u>(ア) 75歳以上の者のみで構成される世帯に属する者</u> <u>(イ) 身体障害者手帳(障害の程度が1級又は2級であるものに限る。)の交付を受けている者</u> <u>(ウ) 精神障害者保健福祉手帳(障害等級が1級であるものに限る。)の交付を受けている者</u> <u>(エ) 療育手帳(障害の程度が((A))、((A))の1、((A))の2、Aの1又はAの2であるものに限る。)の交付を受けている者</u> <u>(オ) 要介護状態の区分が要介護3以上の認定を受けている者</u> <u>(カ) その他、市長が支援を必要とすると認めた者</u>
	(4) 所在情報の管理 ア <u>最新の所在情報(災害時要援護者の所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活自立度、かかりつけ医等)を把握し、常に内容を更新しておくことが必要である。</u> イ <u>災害時における情報の開示時期、どのような機関に対して情報を開示し、どのような協力を得ていくのか、情報の内容をどこまでの範囲にするのか、それぞれ定めておく必要がある。</u>		<u>イ 避難行動要支援者名簿の記載事項</u> <u>名簿に記載する事項は、次のとおりである。</u> <u>(ア) 支援を必要とする者の氏名</u> <u>(イ) 生年月日</u> <u>(ウ) 性別</u> <u>(エ) 住所又は居所</u> <u>(オ) 電話番号その他の連絡先</u> <u>(カ) 支援を必要とする事由</u> <u>(キ) その他市長が必要と認める事項</u>

	(4) 所在情報の管理 ア <u>最新の所在情報(災害時要援護者の所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活自立度、かかりつけ医等)を把握し、常に内容を更新しておくことが必要である。</u> イ <u>災害時における情報の開示時期、どのような機関に対して情報を開示し、どのような協力を得ていくのか、情報の内容をどこまでの範囲にするのか、それぞれ定めておく必要がある。</u>		(4) 所在情報の管理 ア <u>避難行動要支援者名簿は、最新の所在情報を把握し、常に内容を更新しておくことが必要である。</u>
			<u>イ 避難行動要支援者名簿情報の提供</u> <u>市長は、その必要の範囲において、次に掲げる団体、者又は機関に情報を提供することができる。</u> <u>なお、名簿情報は、ここに掲げる団体等一律に提供するものではなく、「流山市地域支え合い活動推進条例」に基づき、名簿情報の適正管理に関し協定を結ぶ必要があり、一部の団体等は、関係者からの申出に基づき情報の提供を行うものである。</u> <u>また、「流山市地域支え合い活動推進条例」に基づき、本人もしくは保護者からの情報提供の可否に関する意思確認により情報を提供しない場合がある。</u> <u>(ア) 自治会等</u> <u>(イ) 民生委員</u> <u>(ウ) 地域包括支援センター</u> <u>(エ) 社会福祉協議会</u> <u>(オ) 地区社会福祉協議会</u>

趣 旨

避難について特に支援が必要な高齢者や障害者等の「避難行動要支援者名簿」を市町村長があらかじめ作成し、消防機関や民生委員等の地域の支援者との間で情報共有するための制度を創設。名簿の作成・活用に際して、個人情報保護条例に抵触する場合もあることから、市町村において必要な個人情報が利用可能となるよう法律に明確な根拠を設けるもの。

修 正 前	修 正 後
流山市 地域防災計画 (地-2-85) ・高齢者生きがい 推進課 ・介護支援課 ・社会福祉課 ・要配慮者関連施設 ウ <u>災害時要援護者の所在情報は個人情報であり、個人情報保護の観点から必要最低限の限られた範囲での利用が求められていることから、コンピュータを利用して、データ流出の防止等、情報の適切な管理の基に、常に必要最低限の情報が取り出せるように整備することが必要である。</u> (5) 避難支援プランの作成 <u>災害時要援護者</u>の所在情報に基づき、一人ひとりの要援護者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画(「避難支援プラン」と称する。)を整備し、常に内容を更新しておくことが必要である。 また、<u>災害時要援護者</u>の安否確認、救護及び避難誘導については、<u>自主防災組織(自治会)</u>等の地域住民の協力が不可欠である。災害時に<u>災害時要援護者</u>が孤立しないよう、所在情報に基づき、民生委員・児童委員や<u>自主防災組織(自治会)</u>等が連携して安否確認等行うとともに、情報の共有が行える体制を構築する。 <u>さらに、民生委員・児童委員においては、災害時要援護者の安否確認に係るマニュアルの整備や、それに基づく訓練の実施を検討する。</u> (6) <u>災害時要援護者</u>との連絡手段の確認 <u>災害時要援護者</u>及び支援者は、災害時における相互の連絡手段について、日頃から確認しておくものとする。 (7) 電源の確保 市は、関係機関等と連携して停電時に電源を必要とする在宅難病患者を把握し、電源の確保等、対応策について検討する。 (8) 個々の症状に応じた対応 集団で生活を営むことが困難な<u>災害時要援護者</u>に配慮し、空き教室を利用するなど、個々の症状に応じた対応を検討する。 【メモ】 第2編 風水害等対策編 第2章 災害予防計画 第10節 災害時要援護者の安全確保対策(P2-75) ※第1編地震災害対策編 第2章災害予防計画 第7節と同様に修正を行う。	<u>(カ)警察署</u> <u>(キ)消防本部、消防署及び消防団</u> <u>(ク)その他市長が支援を必要とすると認めた者</u> <u>ウ 名簿情報の安全管理</u> <u>避難行動要支援者名簿は、個人情報であり、個人情報保護の観点から、データの流出防止等、情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</u> <u>また、名簿の提供を受けた団体等は、当該提供を受けた名簿の紛失、滅失及び毀損並びに当該名簿に登載された事項の漏えいの防止その他提供を受けた名簿の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</u> (5) 避難支援プランの作成 <u>避難行動要支援者</u>の所在情報に基づき、一人ひとりの<u>避難行動要支援者</u>に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画(「避難支援プラン」と称する。)を整備し、常に内容を更新しておくことが必要である。 また、<u>避難行動要支援者</u>の安否確認、救護及び避難誘導については、<u>自治会</u>等の地域住民の協力が不可欠である。災害時に<u>避難行動要支援者</u>が孤立しないよう、所在情報に基づき、民生委員・児童委員や<u>自治会</u>等が連携して安否確認等行うとともに、情報の共有が行える体制を構築する。 (6) <u>避難行動要支援者</u>との連絡手段の確認 <u>避難行動要支援者</u>及び支援者は、災害時における相互の連絡手段について、日頃から確認しておくものとする。 (7) 電源の確保 市は、関係機関等と連携して停電時に電源を必要とする在宅難病患者を把握し、電源の確保等、対応策について検討する。 (8) 個々の症状に応じた対応 集団で生活を営むことが困難な<u>避難行動要支援者</u>に配慮し、空き教室を利用するなど、個々の症状に応じた対応を検討する。 【メモ】 第2編 風水害等対策編 第2章 災害予防計画 第10節 要配慮者の安全確保対策(P2-75) ※第1編地震災害対策編 第2章災害予防計画 第7節と同様に修正を行う。

趣 旨

要配慮者・支援者に災害に関する情報が確実に伝達され、かつ、発災前にある程度の時間的余裕を持って避難を開始することが重要である。
このため、避難準備情報の提供について明示するとともに、避難行動要支援者名簿も活用しつつ、要配慮者が円滑に避難できるように配慮しなければならない旨を期待した。

修 正 前		修 正 後	
災害対策基本法 （第56条） （平成25年6月21 日改正）	（市町村長の警報の伝達及び警告） 第五十六条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、必要な通知又は警告をすることができる。 （新設）	（市町村長の警報の伝達及び警告） 第五十六条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき <u>避難のための立退きの準備その他の措置</u> について、必要な通知又は警告をすることができる。 <u>2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者が第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。</u>	
防災基本計画 （p.17） （H27.7修正）	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する <u>ための備えを十分に行うものとする。</u>	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、 <u>そのための備えとして、以下に掲げる事項を平常時より怠りなく行う必要がある。特に、市町村は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難勧告及び避難指示のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備情報を伝達する必要がある。</u>	
千葉県 地域防災計画 （風-2-15）	特に避難準備情報は、災害時要援護者等が避難を開始するための情報であることから、市町村は、当該要援護者の避難に要する時間を的確に把握するよう努めるものとする。	特に避難準備情報は <u>要配慮者等</u> が避難を開始するための情報であることから、市町村は、当該 <u>要配慮者の避難に要する時間を的確に把握するよう努める。</u>	
流山市 地域防災計画 （p.地3-77） ・河川課 ・警察 ・自衛隊	表3-5-1 避難準備情報：住民に避難の準備を促すほか、避難に時間がかかる <u>災害時要援護者</u> の方々にいち早く安全な場所に避難 <u>していただくため</u> に発令する情報であり、避難勧告に先んじて発令する。	表3-5-1 避難準備情報：住民に避難の準備を促すほか、避難に時間がかかる <u>避難行動要支援者</u> の方々にいち早く安全な場所に避難 <u>できるよう</u> に発令する情報であり、避難勧告に先んじて発令する。	

趣 旨

東日本大震災において、市町村からの避難指示があったにもかかわらず、住民の逃げ遅れが発生し、避難誘導等にあたった防災関係者等の被害も生じたことを踏まえ、避難指示等の伝達手段の多様化（インターネットの活用等）を促進したものの。

修 正 前		修 正 後	
災害対策基本法 (第57条及び第61条の3) (平成25年6月21日改正)	(通信設備の優先利用等) 第五十七条 前二条の規定による通知、要請、伝達又は警告が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるときは、都道府県知事又は市町村長は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、政令で定めるところにより、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号 に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第三条第四項第四号 に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号 に規定する基幹放送事業者に放送を行うことを求めることができる。 (新設)	(警報の伝達等のための通信設備の優先利用等) 第五十七条 前二条の規定による通知、要請、伝達又は警告が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるときは、都道府県知事又は市町村長は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、政令で定めるところにより、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号 に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第三条第四項第四号 に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号 に規定する基幹放送事業者に放送を行うことを求め、若しくはインターネットを利用した情報の提供に関する事業活動であつて政令で定めるものを行う者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを求めることができる。 (避難の指示等のための通信設備の優先利用等) 第六十一条の三 第五十七条の規定は、市町村長が第六十条第一項の規定により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は同条第三項の規定により屋内での待避等の安全確保措置を指示する場合（同条第六項の規定により都道府県知事が市町村長の事務を代行する場合を含む。）について準用する。	
防災基本計画 (p.67) (H24.9、H27.7 修正)	○情報伝達に当たっては、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、 <u>インターネットポータル会社等の協力を求めて</u> 、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。 <u>また、国は放送事業者と協力して、緊急放送時にテレビ、ラジオが自動的に作動するシステムの普及を図るものとする。</u>	○国、地方公共団体等は、情報伝達に当たって、 <u>防災行政無線、</u> 掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、 <u>携帯電話等</u> を活用して、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。	
千葉県 地域防災計画 (p.地-3-37) (H27.3修正)	ウ 放送機関への放送要請 県及び市町村が、災害等のため、電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線通信設備により通信ができない場合又は通信が著しく困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達又は警告のため、放送機関に放送を要請する場合は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき要請する。	ウ 放送事業者及びインターネット事業者への要請 県及び市町村が、災害等のため、電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線通信設備により通信ができない場合又は通信が著しく困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達又は警告のため、放送機関に放送を要請する場合は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき要請する。 <u>また、同条の規定によりインターネットを利用した情報提供について、インターネット事業者との連携を検討するものとする。</u>	
流山市 地域防災計画 (p.地2-55) ・防災危機管理課	(4) インターネットを利用した伝達手段 <u>緊急時に、市民へ正確な情報を入手できるよう、携帯電話やパソコンに電子メールを送る流山市安心メールを導入した。災害時の避難情報や、ひったくり・空き巣などの犯罪発生情報等を配信し活用している。</u> その他、ホームページ、ツイッター、エリアメール（NTT docomo）や緊急速報メール（au、SoftBank）を利用して災害情報等発信している。	(4) インターネットを利用した伝達手段 <u>流山市安心メールにより、避難等の災害情報や災害時のひったくり・空き巣などの犯罪発生情報等を発信する。</u> その他、ホームページ、ツイッター、エリアメール（NTT docomo）や緊急速報メール（au、SoftBank）を利用して災害情報を発信する。 <u>また、インターネットを利用した情報提供（注釈：災害対策基本法第57条）について、インターネット事業者の連携を検討する。</u> 【メモ】 文章を簡素に、犯罪発生情報は災害と関係ないため削除（もしくは注釈に記載）	

趣 旨

災害対応の経験に乏しいこと等により、市町村長が避難指示等の発令のタイミングを逃したり、その発令に躊躇したりする事態が生じていることを踏まえ、専門的な知見を有する国・都道府県から市町村への助言に関する規定を整備し、市町村長の適時適切な避難指示等の発令を支援するもの。

修 正 前		修 正 後	
災害対策基本法 （第61条の2、第63条第4項） （平成25年6月21日改正）	（新設）	<u>（指定行政機関の長等による助言）</u> <u>第六十一条の二 市町村長は、第六十条第一項の規定により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は同条第三項の規定により屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対し、当該勧告又は指示に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、助言を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をするものとする。</u>	
	（新設）	<u>（市町村長の警戒区域設定権等）</u> <u>第六十三条 4 第六十一条の二の規定は、第一項の規定により警戒区域を設定しようとする場合について準用する。</u>	
防災基本計画 （p.37） （H26.1修正） （p.37） （H24.9以前から記載）	（新設） ○国は、地方公共団体が行う警戒区域の設定、避難勧告等の対策に対し、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。	○指定行政機関〔国土交通省、気象庁等〕、指定地方行政機関及び都道府県は、市町村から求めがあった場合には、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言するものとする。 ○国〔国土交通省、気象庁等〕は、市町村が行う警戒区域の設定、避難勧告等の対策に対し、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。	
（p.138） （H27.7修正）	（新設）	(5) 防災関係機関相互の連携体制 ○市町村は、避難勧告又は指示及び土砂災害についてはそれらの解除を行う際に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。	
（p.142） （H27.7修正）	（新設）	○国〔国土交通省〕および都道府県は、市町村から土砂災害に関する避難勧告等解除に関して求めがあった場合には、必要な助言をするものとする。また、大規模な土砂災害発生後には、必要に応じて国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）や専門技術者等を派遣して二次災害の危険性等について市町村に助言を行うものとする。	
千葉県 地域防災計画 （p.風－2－15）	（新設）	<u>（2）警戒避難体制の整備等</u> <u>また、市町村は、これらについて、必要に応じて气象台、県等に助言を求めるものとし、県は災害発生の危険性が高まった場合、市町村に対してその状況を伝達し必要な情報を提供するとともに、平時から、气象台等の関係機関と連携して情報の利活用について助言・周知を図る。</u>	
（p.風－3－51） （H27.3修正）	（新設）	<u>市町村長は、避難の勧告又は指示等を行う場合、气象台や河川管理事務所等の国の機関や県に対し、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。</u>	

流山市 地域防災計画 (p.地3-79,81) ・河川課 ・江戸川河川事務所 ・銚子地方气象台 ・千葉県	第2 実施機関 【災対本部事務局・河川班・流山警察署・自衛隊】 1 避難の勧告又は指示 避難の勧告又は、指示を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一次的な実施責任者である市長を中心として、相互に連携をとり実施するものとする。 ア 市町村長(災害対策基本法第60 条) イ 知事(災害対策基本法第60 条5 項) ウ 警察官又は海上保安官(災害対策基本法第61 条、警察官職務執行法第4 条) エ 水防管理者(市町村長、市町村水防事務組合管理者、水防予防組合管理者《水防法第29 条》) オ 知事又はその命を受けた県職員(水防法第29 条、地すべり等防止法第25 条) カ 災害のため派遣を命ぜられた部隊等の自衛官(その場に警察官がいない場合に限る。《自衛隊法第94 条》) (2) 避難の勧告・指示 ア 市長の措置(災害対策基本法第60 条) 市長は、火災、崖崩れ等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに避難のための立ち退きの勧告又は指示を行うものとする。 ただし、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市が実施すべき立ち退きの勧告又は指示に関する措置の全部又は一部を知事が市長に代わって実施する。 イ 警察官の措置(災害対策基本法第61 条、警察官職務執行法第4 条) 警察官は、災害の発生により、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある事態が発生し、市長が措置をとることができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき、直ちに当該地域住民に避難のための立ち退きを指示するものとする。なお、立ち退きを指示した場合は、直ちに市長へ通知する。 ウ 自衛官の措置(自衛隊法第94 条) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる住民に当該区域からの退去を命じることができる。 エ 知事の措置(水防法第29 条、地すべり等防止法第25 条) 知事は、洪水のはん濫及び地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の住民に対し避難のための立ち退きを指示するものとする。	第2 実施機関 (略) (2) 避難の勧告・指示 ア 市長の措置(災害対策基本法第60 条) 災害が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに避難のための立ち退きの勧告又は指示を行うものとする。 発令の際は、必要に応じて江戸川河川事務所や銚子地方气象台、県に助言を求め、また、ホットラインなど発災時における連絡体制を構築し、平時より十分に連携強化に努める。 (略)
---	--	--

流山市 地域防災計画 (p.地3-79,81)	第4 警戒区域の設定 【災対本部事務局・警防班・流山警察署・自衛隊】 1 警戒区域の設定 (1) 市長 <u>市長は、</u>住民の生命に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において特に必要があると認めるときは、<u>災害対策基本法第63条の規定により</u>警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りの制限・禁止又は退去を命じるものとする。 (2) 警察官 <u>警察官は、</u>市長もしくはその職権を行う職員が現場にいない場合、又はこれらの者から要請があった場合、<u>災害対策基本法第63条第2項の規定により、</u>市長の権限を代行するものとし、直ちに市長に対して通知するものとする。 (3) 自衛官 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市長及び警察官が現場にいない場合に限り、<u>災害対策基本法第63条第3項の規定により、</u>市長の権限を代行するものとし、直ちにその旨を市長に通知するものとする。 (4) 消防及び水防職員 消防及び水防職員は、消防・水防活動を確保するために警戒区域を設定し、防災関係者以外の者の当該区域への立入りを制限しもしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じることができる<u>(消防法第28条、水防法第21条)</u>。	第4 警戒区域の設定 【災対本部事務局・警防班・流山警察署・自衛隊】 1 警戒区域の設定 (1) 市長<u>(災害対策基本法第63条、第63条第4項)</u> 住民の生命に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りの制限・禁止又は退去を命じるものとする。 <u>設定の際、必要に応じて江戸川河川事務所や銚子地方气象台、県に助言を求め、また、ホットラインなど発災時における連絡体制を構築し、平時より十分に連携強化に努める。</u> (2) 警察官<u>(災害対策基本法第63条第2項)</u> 市長もしくはその職権を行う職員が現場にいない場合、又はこれらの者から要請があった場合、市長の権限を代行するものとし、直ちに市長に対して通知するものとする。 (3) 自衛官<u>(災害対策基本法第63条第3項)</u> 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市長及び警察官が現場にいない場合に限り、市長の権限を代行するものとし、直ちにその旨を市長に通知するものとする。 (4) 消防及び水防職員<u>(消防法第28条、水防法第21条)</u> 消防及び水防職員は、消防・水防活動を確保するために警戒区域を設定し、防災関係者以外の者の当該区域への立入りを制限しもしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じることができる。
--	---	--

趣 旨

東日本大震災の教訓を踏まえ、さらなる大規模災害を想定し、東日本大震災における臨時の法律上の措置や国民保護法を参考に４つの特例を必要な範囲で講ずることができるよう規定したものである。

修 正 前

災害対策基本法（新設）
（第86条の2から
第86条の5）
（平成25年6月21
日改正）

修 正 後

（避難所等に関する特例）
第八十六条の二 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害に係る避難所又は応急仮設住宅（以下この条において「避難所等」という。）が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定するものとする。
2 前項の規定による指定があつたときは、政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する避難所等については、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十七条の規定は、適用しない。
3 地方公共団体の長は、前項の規定にかかわらず、消防法に準拠して、同項に規定する避難所等についての消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他当該避難所等における災害を防止し、及び公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

（臨時の医療施設に関する特例）
第八十六条の三 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害に係る臨時の医療施設（被災者に対する医療の提供を行うための臨時の施設をいう。以下この条において同じ。）が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定するものとする。
2 前項の規定による指定があつたときは、政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が開設する臨時の医療施設については、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四章の規定は、適用しない。
3 前条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による指定があつた場合において、前項に規定する臨時の医療施設について準用する。

（埋葬及び火葬の特例）
第八十六条の四 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害により埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となつたため、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定するものとする。
2 厚生労働大臣は、前項の規定による指定があつたときは、政令で定めるところにより、厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第五条及び第十四条に規定する手続の特例を定めることができる。

（廃棄物処理の特例）
第八十六条の五 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害による生活環境の悪化を防止することが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定するものとする。
2 環境大臣は、前項の規定による指定があつたときは、その指定を受けた災害により生じた廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下この条において「廃棄物処理法」という。）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下この条において同じ。）（以下この条において「指定災害廃棄物」という。）の円滑かつ迅速な処理を図るため、廃棄物処理法第五条の二第一項に規定する基本方針にのっとり、指定災害廃棄物の処理に関する基本的な指針（以下この条において「処理指針」という。）を定め、これを公表するものとする。

（次ページに続く）

修 正 前		修 正 後	
災害対策基本法 （第86条の2から 第86条の5） （平成25年6月21 日改正）	（新設）		
防災基本計画 （p.） （修正）			

3 処理指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 指定災害廃棄物の処理の基本的な方向

二 指定災害廃棄物の処理についての国、地方公共団体、事業者その他の関係者の適切な役割分担及び相互の連携協力の確保に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、指定災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理の確保に関し必要な事項

4 環境大臣は、第一項の規定による指定があつたときは、期間を限り、廃棄物の処理を迅速に行わなければならない地域を廃棄物処理特例地域として指定することができる。

5 環境大臣は、前項の規定により廃棄物処理特例地域を指定したときは、廃棄物処理特例地域において適用する廃棄物の収集、運搬及び処分（再生を含む。以下この条において同じ。）に関する基準並びに廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準を定めるものとする。この場合において、これらの基準（以下この条において「廃棄物処理特例基準」という。）は、廃棄物処理法第六条の二第二項 及び第三項 、第十二条第一項並びに第十二条の二第一項に規定する基準とみなす。

6 廃棄物処理特例地域において地方公共団体の委託を受けて廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者は、廃棄物処理法第七条第一項 若しくは第六項 、第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる。

7 前項の場合において、地方公共団体の長は、同項の規定により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により廃棄物処理特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

8 環境大臣は、第四項の規定により廃棄物処理特例地域を指定し、又は第五項の規定により廃棄物処理特例基準を定めたときは、その旨を公示しなければならない。

9 環境大臣は、廃棄物処理特例地域内の市町村の長から要請があり、かつ、次に掲げる事項を勘案して指定災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、処理指針に基づき、当該市町村に代わつて自ら当該市町村の指定災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うことができる。

一 当該市町村における指定災害廃棄物の処理の実施体制

二 当該指定災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性

三 当該指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性

10 第六項及び第七項の規定は、前項の規定により指定災害廃棄物の収集、運搬又は処分を行う環境大臣が当該収集、運搬又は処分を他の者に委託する場合について準用する。この場合において、第六項中「若しくは第六項、第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは」とあるのは、「又は」と読み替えるものとする。

11 第九項の規定により指定災害廃棄物の収集、運搬又は処分を行つた環境大臣については、廃棄物処理法第十九条の四第一項 の規定は、適用しない。

12 第九項の規定により環境大臣が行う指定災害廃棄物の収集、運搬及び処分に要する費用は、国の負担とする。この場合において、同項の市町村は、当該費用の額から、自ら当該指定災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うこととした場合に国が当該市町村に交付すべき補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。

13 国は、前項後段の規定により市町村が負担する費用について、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする

2－5－9 災害対策基本法の改正（法令に基づく規制等の特例3）（○）

修 正 前		修 正 後
千葉県 地域防災計画 （p.地-3-41） （H27.3修正）	（1）市町村は、避難所を設置する必要があるときは、学校、集会所、公民館その他の公共建物等を避難所として開設するが、これらの施設のみをもっては収容能力に不足が生ずるときは、野外にテント又は応急仮設住宅を設置し、対応する。さらに、高齢者、障害者、乳幼児、 <u>妊産婦等災害時要援護者</u> に配慮し、被災地以外にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。なお、避難所の開設が予定される施設については、耐震性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模をもって適切に配置するよう努める。特に東日本大震災では、指定されていた避難所が被害にあった例があることから、耐震性や耐災害性（洪水・津波・土砂災害）には、特に注意が必要である。	（1）市町村は、避難所を設置する必要があるときは、学校、集会所、公民館その他の公共建物等を避難所として開設するが、これらの施設のみをもっては収容能力に不足が生ずるときは、野外にテント又は応急仮設住宅を設置し、対応する。さらに、高齢者、障害者、乳幼児 <u>その他の要配慮者</u> に配慮し、被災地以外にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。なお、避難所の開設が予定される施設については、耐震性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模をもって適切に配置するよう努める。特に東日本大震災では、指定されていた避難所が被害にあった例があることから、耐震性や耐災害性（洪水・津波・土砂災害）には、特に注意が必要である。
流山市 地域防災計画 （p.地3-86） ・コミュニティ課 ・市民課 ・高齢者生きがい推進課 ・介護支援課 ・障害者支援課 ・子ども家庭課 ・保育課	5 臨時の避難所 災害の規模や状況により、あらかじめ指定した避難所に収容することが不可能な場合には、次により処置するものとする。 ア 既存の他の公共施設を利用する。 イ 既存の他の施設（社寺・会社・工場等）を利用する。 ウ 公共用地にテント、応急仮設住宅等を設置する。 エ 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦 <u>等災害時要援護者</u> に配慮し、被災地以外にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館等を避難所として借り上げる。	5 臨時の避難所 災害の規模や状況により、あらかじめ指定した避難所に収容することが不可能な場合には、次により処置するものとする。 ア 既存の他の公共施設を利用する。 イ 既存の他の施設（社寺・会社・工場・ <u>民間集会所</u> 等）を利用する。 ウ <u>応急仮設住宅建設候補地をはじめとする野外</u> にテント、応急仮設住宅等を設置する。 エ 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦 <u>その他の要配慮者</u> に配慮し、被災地以外にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館等を避難所として借り上げる。 <u>また、これらの臨時の避難所を開設する際は、耐震性や耐災害性を有するか特に注意が必要である。</u>

趣 旨

東日本大震災において、避難生活が長期化するにつれ、健康を損なうなどの課題があったことを踏まえ、避難所における生活環境の整備について努力義務を定めるもの。また、避難所以外の場所での生活を余儀なくされた被災者に対しても、避難所に滞在する被災者と同様の支援が受けられるよう、必要な配慮を行うことについて努力義務を定めるもの。

修 正 前		修 正 後
災害対策基本法 （第86条の6、第86条の7） （平成25年6月21日改正）	（新設）	（避難所における生活環境の整備等） 第八十六条の六 災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
	（新設）	（避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮） 第八十六条の七 災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
防災基本計画 （p.63） （H24.9修正）	○地方公共団体は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。	○市町村は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
	（H26.1修正）	（新設） ○市町村（都道府県）は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。
千葉県 地域防災計画 （p.地-2-66） （H27.3修正）	（新設）	市町村は、災害対策基本法、政令及び府令、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府、平成25年8月）、「災害時における避難所運営の手引き」により避難所等の選定を行い、県もその確保に協力することとする。
流山市 地域防災計画 （p.地2-78） （p.地2-80） 防災危機管理課	さらに、避難所での生活環境を常に良好なものとするため、 災害時要援護者 への支援、避難者のプライバシーの確保、女性への配慮等に十分留意し、地域における生活者の多様な視点を避難所運営マニュアルに反映させるものとする。 第5 避難所 外避難者 への支援 体制の整備 【防災危機管理課】 市は、避難所外 避難者 マニュアルを整備し、避難所外に避難する被災者や、他の自治体に避難する 被災者する 被災者に対して必要な情報や支援・サービスを用意かつ確実に受けることのできる体制の整備を図るものとする。 （次ページへ続く）	さらに、避難所での生活環境を常に良好なものとするため、 要配慮者 への支援、避難者のプライバシーの確保、女性への配慮等に十分留意し、地域における生活者の多様な視点を避難所運営マニュアルに反映させるものとする。 第5 指定 避難所 以外の場所に滞在する被災者 への支援（注釈：災害対策基本法第86条の7） 【防災危機管理課】 市は、避難所外 被災者 マニュアルを整備し、 指定 避難所以外に避難する被災者や、他の自治体に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを用意かつ確実に受けることのできる体制の整備を図るものとする。

流山市
地域防災計画
(p.地3-90)
・コミュニティ課
・市民課
・高齢者生きがい
推進課
・介護支援課
・障害者支援課
・子ども家庭課
・保育課

4 避難所~~の~~生活環境の保持

本部長は、避難所の生活環境に常に注意を払い、良好に保つよう以下の対策を実施するものとする。

(1) 避難者情報の管理
各避難所において作成した避難者名簿を巡回回収し、市内の避難者の情報を一括管理し、災害応急対策活動、避難者の自立支援策等の基礎資料として活用する。

(2) **災害時要援護者対策**
ア 避難所の責任者は、自治組織等の協力を得て、避難所における高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の**災害時要援護者**について把握し、健康状態について聞き取り調査を行う。
イ 避難所の責任者は、調査結果に基づき、これらの者が必要とする**食糧、生活必需品等の調達**を手配するとともに、避難所内の落ち着いた場所を提供する等、避難所での生活について配慮する。
ウ 必要に応じて、福祉避難所、老人福祉施設、病院等への入所が行えるよう連絡調整を行う。

(3) 医療・保健体制
避難者の健康・精神的ケアについて、救護班を巡回派遣する。避難所生活が長期化する場合は、保健師又は看護師等の常駐等の措置をとる。

(4) 男女のニーズの違いに応じた支援
男性と女性では、避難所に対するニーズが異なるため、それに配慮した運営を行う。
ア 性別に配慮した避難所の設計(男女別の更衣室・トイレ・浴室、授乳室等の設置)
イ 避難所運営への女性の参画
女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所~~の~~運営に努めるものとする。
ウ 女性スタッフの配置
生理用品、女性用下着等については、女性による配布とするよう努める。
エ 女性のためのクリニック、生活支援相談窓口の設置
オ 女性向け物資の備蓄

(5) 避難所生活長期化への対応
避難所生活が長期化する場合には、必要な設備・機器を業者等から調達する。なお、災害の規模、被災者の避難及び**収容**状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館等への移動を避難者に促すものとする。
ア 生活用品等の確保
衣類、炊事設備、洗濯機、乾燥機、テレビ、掃除機、冷暖房設備、冷蔵庫、畳、カーペット等生活用品の配備充実に努める。
イ 入浴・洗濯支援
仮設入浴場や仮設洗濯場等の整備を図る。
ウ プライバシーの保護
避難者同士のプライバシーを保護するため、間仕切り等を利用して世帯間を仕切るよう配慮する。(目安:避難所1ヶ所当たり間仕切り用パネル200 枚)
エ 健康相談の実施
体調や持病の悪化、エコノミークラス症候群、インフルエンザ等の感染症等、震災関連死の軽減を図る。
オ 交流スペース等の確保
避難所の空きスペースの状況を勘案し、子供の遊戯・学習部屋や避難者の交流スペースの確保に努める。
カ 施設等の利用頻度の確保
避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。具体的には、施設の利用ニーズを把握し、入浴施設、洗濯機、医師・看護師の巡回及びごみ処理等の頻度を確保できるよう努める等がある。

4 **指定**避難所**における良好な**生活環境の保持(**注釈:災害対策基本法第86条の6、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針**)
本部長は、指定避難所の生活環境に常に注意を払い、良好に保つよう以下の対策を実施するものとする。

(1) 避難者情報の管理
各**指定**避難所において作成した避難者名簿を巡回回収し、市内の避難者の情報を一括管理し、**被災者台帳に引き継ぎ**、災害応急対策活動、避難者の自立支援策等の基礎資料として活用する。

(2) **要配慮者に対する支援**
ア **指定**避難所の責任者は、自治組織等の協力を得て、避難所における高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の**要配慮者**について把握し、健康状態について聞き取り調査を行う。
イ **指定**避難所の責任者は、調査結果に基づき、これらの者が必要とする**育児・介護・医療用品**を手配するとともに、避難所内の落ち着いた場所を提供する等、避難所での生活について配慮する。

ウ 必要に応じて、福祉避難所、老人福祉施設、病院等への入所が行えるよう連絡調整を行う。

(3) 医療・保健体制
避難者の健康・精神的ケアについて、救護班を巡回派遣する。避難所生活が長期化する場合は、保健師又は看護師等の常駐等の措置をとる。

(4) 男女のニーズの違いに応じた支援
男性と女性では、避難所に対するニーズが異なるため、それに配慮した運営を行う。
ア 性別に配慮した避難所の設計(男女別の**物干し場**、更衣室・トイレ・浴室、授乳室等の設置)
イ 避難所運営への女性の参画
性別に配慮した避難所の設計や安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営**への女性の参画**に努めるものとする。
(略)

(5) 避難所生活長期化への対応
避難所生活が長期化する場合には、必要な設備・機器を業者等から調達する。なお、災害の規模、被災者の避難及び**受入**状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館等への移動を避難者に促すものとする。
(略)

(削除。これまでに述べてきた内容と同じ。)

修 正 前		修 正 後
流山市 地域防災計画 （p.地3-90） ・コミュニティ課 ・市民課 ・高齢者生きがい推進課 ・介護支援課 ・障害者支援課 ・子ども家庭課 ・保育課 （p.地3-95）	(6) 季節対策 <u>地震発生の不測性や避難生活の長期化等を考慮して、季節の移り変わりに対応できる</u> 環境作りを行う。	(6) 季節対策 <u>季節に応じた</u> 環境作りを行う。
	表3-5-3 季節対策 季 節 品 目 冬 季：毛布、マット（布団）、 <u>木炭</u> 、カセットコンロ、ストーブ、カイロ、防寒着、マスク 夏 季：タオルケット、扇風機、クーラー、氷・保冷剤、殺虫剤、蚊取り器、トイレ消臭剤 1 避難所外避難者の把握及び支援 市は、自主防災組織等の協力を得て、避難所外にいる <u>避難者</u> （場所、人数、支援の要否・内容）の把握に努めるとともに、情報の提供、食糧・物資等の提供等必要な支援に努める。 また、在宅の <u>災害時要援護者等</u> に対しては、複数の民生委員等の訪問による安否確認を行った上で、その後も訪問回数を増やして不安感の軽減を図りながら、求めに応じた支援を行う。	表3-5-3 季節対策 季 節 品 目 冬 季：毛布、マット（布団）、カセットコンロ、ストーブ、カイロ、防寒着、マスク 夏 季：タオルケット、扇風機、クーラー、氷・保冷剤、殺虫剤、蚊取り器、トイレ消臭剤 1 避難所外避難者の把握及び支援 市は、自主防災組織等の協力を得て、避難所外にいる <u>被災者</u> （場所、人数、支援の要否・内容）の把握に努めるとともに、情報の提供、食糧・物資等の提供等必要な支援に努める。 また、在宅の <u>避難行動要支援者</u> に対しては、複数の民生委員等の訪問による安否確認を行った上で、その後も訪問回数を増やして不安感の軽減を図りながら、求めに応じた支援を行う。

趣 旨

東日本大震災では、被災者の安否について、個人情報保護条例との関係から被災者の家族等に回答することも逡巡した自治体があったことを踏まえ、被災自治体において安否情報の回答が可能となるよう法律に明確な根拠を設けることとした。

これにより知事又は市町村長は災害発生時に、被災者の安否に関する情報について照会があった場合に、照会者に回答することができる。

修 正 前		修 正 後
災害対策基本法 （第86条の15） （平成25年6月21 日改正）	（新設）	<u>第八十六条の十五 都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村の地域に係る災害が発生した場合において、内閣府令で定めるところにより、当該災害の被災者の安否に関する情報（次項において「安否情報」という。）について照会があったときは、回答することができる。</u> <u>2 都道府県知事又は市町村長は、前項の規定により安否情報を回答するときは、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。</u> <u>3 都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による回答を適切に行い、又は当該回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。</u> <u>4 都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による回答を適切に行い、又は当該回答の適切な実施に備えるため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、都道府県警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。</u>
防災基本計画 （p.67） （H26.1修正）	（新設）	<u>○被災市町村（都道府県）は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、地方公共団体は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。</u>
千葉県 地域防災計画 （p.地-3-41） （H27.3修正）	（新設）	<u>6 安否情報の提供</u> <u>県及び市町村は、消防、警察等と協力して被災者の安否に関する情報を収集し、親族等関係者へ提供する体制の整備に努める。</u> <u>なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理の徹底に努める。</u>
流山市 地域防災計画 （p.地3-53） ・コミュニティ課 ・市民課 ・高齢者生きがい 推進課 ・介護支援課 ・障害者支援課 ・子ども家庭課 ・保育課	（新設）	<u>5 安否情報の提供【避難誘導救援班】（注釈：避難行動要支援者の安否についてはp.3-185を参照）</u> <u>市は、消防や警察等と協力して被災者の安否に関する情報を収集し、親族等から照会があったときは、安否情報を提供するように努める。</u> <u>なお、提供に当たっては、人命に関わるような緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさないよう配慮し、配偶者からの暴力等を受ける危険がある場合等については、居所が知られることのないよう個人情報の管理の徹底に努める。</u>

趣 旨

被災者生活再建支援金などの支援措置に活用される罹災証明書について、東日本大震災では交付に数か月を要した市町村もあったことを踏まえ、罹災証明書が遅滞なく交付されるよう法律に明確な根拠を設けるとともに、住家の被害調査に必要な体制整備に関する市町村の責務を規定した。市長村長は被害の程度に応じた適切な支援を図るため、遅滞なく罹災証明を交付しなければならない。

修 正 前		修 正 後
災害対策基本法 （第90条の2） （平成25年6月21 日改正）	（新設）	<u>（罹災証明書の交付）</u> <u>第九十条の二 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（次項において「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。</u> <u>2 市町村長は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、前項の規定による調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、当該市町村と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u>
防災基本計画 （p.36）	（新設）	<u>（2）罹災証明書の発行体制の整備</u> <u>○市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</u>
（p.78） （H26.1修正）	（新設）	<u>○市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。</u>
千葉県 地域防災計画 （p.地-3-97）	4 リ災証明書の交付 市町村は、 <u>各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期にリ災証明書や被災証明書の交付体制を確立し、被災者に交付する。</u>	4 罹災証明書の交付体制の確立 市町村は、遅滞なく被災者に罹災証明書を交付できるよう、住家等被害調査の担当者の育成、他の市町村等や民間団体との協定の締結など罹災証明書の交付に必要な実施体制の整備に努める。 <u>県は、市町村の被害認定担当者のための研修会を開催するなど、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。</u>
（p.地-4-2） （H27.3修正）	（新設）	<u>1 被災者に関する支援の情報の提供等（全庁）</u> <u>市町村は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後遅滞なく被災者に罹災証明書を交付するとともに、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成等被災者支援の公平で効率的な実施に努める。</u>

修正前

流山市
地域防災計画
(p.地4-6,7)
・税制課
・資産税課
・市民税課
・予防課

第4 **リ**災証明書の**発行**【防災危機管理課・予防課】
リ災証明は、被災者生活再建支援法および災害救助法による各種の施策や市税等の減免を実施するに当たって必要とされる家屋の被害程度について、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、市長及び消防長が確認できる程度の被害について証明するものとする。

1 リ災証明の証明項目
リ災証明書は、災害対策基本法第2 条第1 項に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目を証明するものとする。
(1) 家屋の損壊等に関する証明項目
ア 全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊
イ 流出、床上浸水、床下浸水
ウ その他
(2) 家屋の火災に関する証明項目
ア 全焼、半焼、部分焼、ぼや
イ 全損、半損、小損
ウ その他

2 リ災証明書の発行手続等
(1) **被害調査の実施**
防災危機管理課及び予防課は、**リ災証明書の発行に先立ち、速やかに必要な被害情報の調査を行うものとする。この場合において、建築物の被害認定調査における点検項目リストをあらかじめ作成しておくとともに、**専門的な調査を必要とするとき等においては、関係各部又は関係団体等の協力を得て行うものとする。
(2) リ災者台帳の作成
市は、上記の被害調査の結果を基に、リ災者台帳を作成するものとする。
(3) リ災証明書の**発行**事務
防災危機管理課及び予防課は、被災者の「リ災証明書」の発行申請により、上記リ災者台帳で確認して証明書を発行するとともに、リ災証明書交付簿に記録するものとする。
また、地理情報システム(GIS) **を活用したり**リ災証明書発行支援システムの導入を検討する。

3 その他
リ災証明書の証明手数料は、無料とする。

修正後

第5 **罹**災証明書の**交付**(注釈: 災害対策基本法第90条の2)【防災危機管理課・予防課・**情報収集班**】
罹災証明**書**は、被災者生活再建支援法および災害救助法による各種の施策や市税等の減免を実施するに当たって必要とされる家屋の被害程度について、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、市長及び消防長が確認できる程度の被害について証明するものとする。

1 罹災証明書の交付体制の整備
罹災証明書を遅滞なく交付できるよう、住家被害調査の担当者の育成や協定の締結、建築物の被害認定調査における点検項目リストをあらかじめ作成しておくなど、罹災証明書の交付に必要な実施体制の整備に努め、専門的な調査を必要とするとき等においては、関係各部又は関係団体等の協力を得て行うものとする。
また、地理情報システム(GIS) **の活用や**罹災証明書発行支援システムの導入を検討する。

2 被害調査の実施【情報収集班】
罹災証明書の発行に先立ち、速やかに必要な住家等の被害調査を行い、被災者台帳を作成する。

【今後の検討事項】
これまでは防災危機管理課と記載されていたが、事務分掌には情報収集班と記載されている。また、小千谷市の家屋の被害判定研修に来ていた自治体のほとんどは資産税課であり、災害時に防災危機管理課が罹災証明書を発行するのは不可能。修正案については防災危機管理課と協議してください。

3 交付手続き及び証明項目
罹災証明書は、災害対策基本法第2 条第1 項に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目を証明するものとする。
(1) 家屋の損壊等に関する証明項目【**防災危機管理課(情報収集班にすることも考慮)**】
ア 全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊
イ 流出、床上浸水、床下浸水
ウ その他
(2) 家屋の火災に関する証明項目【**予防課**】
ア 全焼、半焼、部分焼、ぼや
イ 全損、半損、小損
ウ その他
(3) その他
証明手数料は、無料とする。

趣 旨

被災者支援について「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期にわたって総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成することができる制度を創設。台帳の作成・活用に際して、個人情報保護条例に抵触する場合もあることから、市町村において必要な個人情報が利用可能となるよう法律に明確な根拠を設けるもの。

修 正 前		修 正 後	
災害対策基本法 （第90条の3及 び第90条の4） （平成25年6月21 日改正）	（新設）	（被災者台帳の作成） <u>第九十条の三 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（以下この条及び次条第一項において「被災者台帳」という。）を作成することができる。</u> <u>2 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。</u> <u>一 氏名</u> <u>二 生年月日</u> <u>三 性別</u> <u>四 住所又は居所</u> <u>五 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況</u> <u>六 援護の実施の状況</u> <u>七 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由</u> <u>八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</u> <u>3 市町村長は、第一項の規定による被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。</u> <u>4 市町村長は、第一項の規定による被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。</u> （台帳情報の利用及び提供） <u>第九十条の四 市町村長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第一項の規定により作成した被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下この条において「台帳情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。</u> <u>一 本人（台帳情報によつて識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</u> <u>二 市町村が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。</u> <u>三 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。</u> <u>2 前項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定による台帳情報の提供に関し必要な事項は、内閣府令で定める。</u>	
防災基本計画 （p.78） （H26.1修正）	（新設）	○市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。	
千葉県 地域防災計画 （p.地-4-2） （H27.3修正） ・予防課	（新設）	<u>1 被災者に関する支援の情報の提供等（全庁）</u> <u>市町村は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後遅滞なく被災者に罹災証明書を交付するとともに、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成等被災者支援の公平で効率的な実施に努める。</u> <u>県は、被災者台帳を作成する市町村からの要請により、実施した支援について被災者に関する情報を提供する</u>	

修 正 前		修 正 後
流山市 地域防災計画 (p.地4-6) ・税制課 ・市民税課 ・資産税課 ・予防課		第4 被災者台帳の作成(注釈:災害対策基本法第90条の3、第90条の4)【情報収集班】 被災者の住家の被害状況や各種支援の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約し、各種の支援措置が早期に実施されるよう被災者台帳を作成する。 1 記載項目 (1) 氏名 (2) 生年月日 (3) 性別 (4) 住所又は居所 (5) 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況 (6) 援護の実施状況 (7) 要配慮者である時は、その旨及び要配慮者に該当する理由 (8) その他 作成に当たっては、避難者名簿を活用することとする。(注釈:参考「避難者情報の管理」(p.3-90)) 2 台帳情報の利用及び提供 次の条件に該当する場合、台帳情報を利用または提供することができる。 (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき (2) 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき (3) 他の地方公共団体が援護の実施に必要な限度で台帳情報を利用するとき 【メモ】 修正案については防災危機管理課と協議してください

趣 旨

大規模災害時には、道路上に大量の車両が発生し、消防、救助活動、物資輸送、除雪作業に支障が生じるおそれがあるため、通行ルートの確保について規定。また、やむを得ない程度の破損を容認し、損失補償を規定。さらに他人の土地の一時使用、障害物の処分も可能とした。

修 正 前		修 正 後	
災害対策基本法 （第76条の6及び 第82条第2項） （平成25年6月21 日改正）	（新設）	<u>（災害時における車両の移動等）</u> 第七十六条の六 道路管理者は、その管理する道路の存する都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（第三項第三号において「車両等の占有者等」という。）に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。 2 道路管理者は、前項の規定による指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間（以下この項において「指定道路区間」という。）内に在者に対し、当該指定道路区間を周知させる措置をとらなければならない。 3 次に掲げる場合においては、道路管理者は、自ら第一項の規定による措置をとることができる。この場合において、道路管理者は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。 一 第一項の規定による措置をとることを命ぜられた者が、当該措置をとらない場合 二 道路管理者が、第一項の規定による命令の相手方が現場にいないために同項の規定による措置をとることを命ずることができない場合 三 道路管理者が、道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に第一項の規定による措置をとらせることができないと認めて同項の規定による命令をしないこととした場合 4 道路管理者は、第一項又は前項の規定による措置をとるためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。 5 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）は、会社管理高速道路の道路管理者に代わつて、第一項から前項までの規定による権限を行うものとする。 6 機構は、前項の規定により会社管理高速道路の道路管理者に代わつてその権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を会社に通知しなければならない。 7 機構は、第五項の規定により会社管理高速道路の道路管理者に代わつて行う権限に係る事務の一部を会社に委託しようとするときは、その委託する事務の円滑かつ効率的な実施を確保するため、あらかじめ、会社と協議し、当該委託する事務の内容及びこれに要する費用の負担の方法を定めておかなければならない。 8 地方道路公社は、公社管理道路の道路管理者に代わつて、第一項から第四項までの規定による権限を行うものとする。 9 第五項の規定により機構が会社管理高速道路の道路管理者に代わつて行う権限は、道路整備特別措置法第二十五条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日までに限り行うことができるものとする。前項の規定により地方道路公社が公社管理道路の道路管理者に代わつて行う権限についても、同様とする。	
		<u>（損失補償等）</u> 第八十二条 2 機構又は地方道路公社は、第七十六条の六第五項又は第八項の規定により同条第三項後段又は第四項の規定による処分が行われたときは、前項の規定にかかわらず、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。	

修 正 前		修 正 後
防災基本計画 （p.58） （H26.11修正）	(3) 道路啓開等 （新設）	(3) 道路啓開等 <u>○道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。</u> <u>○国土交通大臣は、道路管理者である都道府県及び市町村に対し、都道府県知事は、道路管理者である指定都市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。</u>
千葉県 地域防災計画 （p.地-3-63） （H27.3修正）	（新設）	<u>10 道路啓開</u> <u>道路管理者は、被害を受けた道路について、被災者の救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、特に「緊急輸送道路一次路線」など交通上重要と認められる路線を最優先に（一社）千葉県建設業協会と密接な連携を図りながら路上の障害物除去や応急復旧などの道路啓開活動を行う。</u> <u>また、管理する道路に放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、次の事項に留意し、必要な措置を講じるものとする。</u> <u>なお、道路管理者は、あらかじめ住民等に対し、災害時において、災害対策基本法第76条の6に基づき、車両の移動等を命じる道路区間の指定が行われた場合は、車両の移動等が行われることがあることを周知するものとする。</u> <u>（1）緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策</u> <u>緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は区間を指定して以下を実施する。</u> <u>・緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令</u> <u>・運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動（その際は、やむを得ない限度での破損を容認）</u> <u>（2）土地の一時使用</u> <u>（1）の措置のため、やむを得ない場合、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる。（沿道での車両保管場所の確保）</u> <u>（3）関係機関、道路管理者間の連携・調整</u> <u>知事は、道路管理者である市町村（指定都市を除く）に対し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると判断されるときは、必要な措置をとることを指示することができる。</u>
流山市 地域防災計画 （p.地3-71） ・道路管理課	（新設）	<u>第3 道路啓開（注釈災害対策基本法第76条の6）</u> <u>1 緊急車両の通行ルートの確保のための放置車両対策</u> <u>放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保する必要がある場合、道路管理者は区間を指定して以下を実施する。</u> <u>ア 緊急車両の通行の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令する。</u> <u>イ 運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動する。その際、やむを得ない限度での破損を容認する。</u> <u>2 土地の一時使用</u> <u>前項の措置のため、やむを得ない場合、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物を処分する。</u>